

第7節 社会・福祉

1. 医療と保健

(1) 医療機関

現在本町における医療機関をまとめてみると別表の通りである。

(2) 国民健康保健

①概要

国民保険法は、すでに大正11年から実施されていたが、これは比較的大きな会社、工場等の従業員を対象にしたもので、国民全体を対象とした保険制度ではなかった。

一般国民を対象とした国民保険事業は、昭和13年7月より施行された。経営は組合経営を原則とし、その目的は相互扶助の精神を基本としたもので、疾病、負傷、分娩、死亡に関して必要な保険給付を行うものであった。

その後数次にわたる改正があって今日に至っている。主なものをあげてみると、昭和33年 国民皆保険体制確立のため、新しい国民保険法が実施された。

昭和36年 世帯主のみ7割給付となった。

昭和43年 全被保険者が7割給付となった。

昭和48年 老人(70才以上)医療の無料化制度が実施された。

昭和49年 高額療養費支給制度が実施

された。

② 被保険者と保険給付

従前は任意加入であったが、現在は当町に居住し、他の社会保険などに加入していない町民はねすべて国民健康保険に加入しなければならないことになっている。

保険の給付には、療養の給付、療養費の支給、その他の給付の三種がある。療養の給付と療養費の支給は、法律によって保険者(町)に義務付けられている法定給付であり、その他の給付は特別な理由のあるとき給付を行わないことができるという任意給付である。

(ア) 療養の給付 被保険者(町民)が病気やけがをした時、療養取扱い機関(医院)に保険証を提示して、医療機関を通じて行う給付で、診察、薬剤、治療材料の支給、処置、手術その他の治療、病院又は診療所への収容、看護、移送などとなっている。療養費の7割が給付される。但し収容、看護、移送などについては、政令で定める場合及び保険者(町)が必要と認める場合に行うものとされている。

給付範囲については、入院の際の給食、完全看護などの給付が昭和34年から実施され、歯科の入歯が昭和36年から給付の対象となった。

(イ) 療養費の支給 療養の給付を行うことが困難であると認めたとき、或は被

保険者が止むを得ない理由により、療養取扱い機関以外の病院、診療所、薬局で診察、薬剤の給付、または手当を受けた場合に必要と認められた時に支給する。

(ウ) その他の支給 助産費、葬祭費、高額療養費等の支給が町条例で定められている。その支給額は次の通りである。

○助産費	13,000円
○葬祭費	1,000円
○高額療養費	5,000円

③国民健康保険の運営

国民健康保険は、国民健康保険運営協議会によって運営されている。協議会の構成は被保険者代表委員4名、国民健康保険医または国民保険薬剤師を代表する委員4名、公益代表委員4名、計12名の委員をもって組織されている。

本町においては、国民健康保険の全面改正に基づき昭和35年「東伊豆町国民健康保険条例」を定め新しい保険事業を開始した。その後数次にわたる改正の結果今日に至っている。

医療費は年々増加の一途をたどり、保険税の増額をよぎなくされている現状である。従って国民健康保険の財政運営は、大きな問題となっている。

(3) 保健事業

町民の健康管理と健康増進のために、保健婦を中心として次のような活動をしている。

(ア) 家庭訪問による健康相談

老人クラブ(モデル地区及びその他の地区)、ほほえみ学級(身障者)

(イ) 健康教育

乳幼児教育、成人病(あじさい学級、婦人学級)、栄養改善、健康教室、体力づくり、救急法、家庭看護等……

(ウ) 集団検診

乳児検診、幼児検診、基本健康診、ガン検診(胃、子宮、肺)

(エ) 予防接種

(オ) 体力づくり～歩こう会(一般住民)

(4) 伝染病予防対策

(ア) 予防接種を次のように実施している。

○百・ジフ混合	2回
○ジフテリア	1回
○急性灰白髄炎	2回
○風しん	1回
○麻しん	1回
○日本脳炎	1回
○インフルエンザ(幼、小中高年生)	
○破傷風	3回 2回

(イ) 結核予防対策

○ツベルクリン注射	3回
○BCG	3回

(5) 今後の課題

現在町民の健康管理と健康増進をはかるための保健婦等の十分な活動ができるようその増員と、保健センター設立の必要がさげられている。

●病院・診療所一覧表

診療所名	所在地	開設者	管理者	診療科目	病床	摘要	開設年月日
熱川診療所	賀茂郡東伊豆町奈良本957-11	緒勝元	同左	内、外	—	0557-23-0306	38. 1. 1
石原医院	" " 稲取749	石原定次	"	内	—	" 95-2627	37. 12. 28
市毛産婦人科医院	" " 奈良本577-5	市毛登志雄	"	外、皮、産婦	5	" 23-3933	52. 2. 3
稲取産婦人科医院	" " 稲取1658-1	本田研二	"	小、産婦	4	" 95-1128	45. 2. 20
遠藤医院	" " 稲取493	遠藤清	"	内、小	—	" 95-2601	42. 4. 1
熊谷医院	" " 奈良本848-1	熊谷紀元	"	内、小、外	—	" 23-0562	52. 2. 11
高橋耳鼻咽喉科医院	" " 片瀬556-7	高橋明	"	耳	—	" 23-3773	58. 7. 1
東伊豆外科	" " 稲取523-6	宇仁豊	"	消、外、脳神	18	" 95-0390	48. 4. 1
藤井医院	" " 白田487-7	藤井貞雄	"	内、皮	—	" 23-3016	60. 4. 10
豊寿園温泉医院	" " 奈良本1405	向島祐	"	内、理、放	19	" 23-2295	58. 12. 26
森垣医院	" " 白田345-1	森垣章	"		19	" 23-0401	32. 7. 3
つちや眼科	" " 稲取468-1	土屋成一	"	眼		" 95-1026	63. 8. 1申出
雲野歯科診療所	" " 稲取728	雲野寛	"	歯	—	" 95-2229	42. 1
加藤歯科医院	" " 稲取399	加藤文子	"	"	—	" 95-2327	31. 11. 10
鶴来歯科診療所	" " 稲取278	鶴来泰	"	"	—	" 95-2929	41. 11. 1
森田歯科医院	" " 片瀬564-14	森田広	"	"	—	" 23-2204	58. 12. 20
雲野歯科クリニック	" " 稲取715	雲野峰雄	"	"	—	" 95-5066	63. 4. 5
医療法人社団健育会 熱川温泉病院	" " 白田424	医療法人社団健育会	松本親治	内、整、外、理、放	200	" 23-0843	41. 1. 1
日本大学医学部附属 稲取病院	" " 稲取下赤阪17-2	学校法人 日本大学	八杉忠男	内、外、整、眼、理	139	" 95-1151	51. 7. 1
静和病院	" " 奈良本1265-139	吉田晃	同左	内、理	204	" 23-0070	63. 4. 21

東伊豆町薬局・薬店一覧表

1. 薬局			
名称	所在地	開設者	開業年月日
宝薬局	片瀬551-13	野島始子	58. 5. 20
トミタ薬局	稲取672-1	富田茂樹	61. 9. 22
(有)ヤシロ薬局	稲取651-1	八代由己人	59. 10. 13
丸幸薬局	奈良本979-16	稲葉昭夫	57. 4. 12
本多薬局	奈良本1426-26	本多明	57. 4. 23
オザワ薬局	稲取358	小澤實	60. 1. 1
さくら調剤薬局 稲取	稲取3031-227 金指ファミリー1階	クラフトファミリー 稲取 幸	60. 8. 12
2. 卸売一般販売業			
名称	所在地	開設者	開業年月日
徳清国メデイカル	片瀬261-1	徳清国メデイカル	60. 12. 4
3. 薬種商			
名称	所在地	開設者	開業年月日
富森薬舗	稲取423-1	富岡夏代	60. 1. 1
富岡薬店	稲取797	富岡篤	60. 1. 1
熱川薬店	奈良本969	岩崎裕一郎	59. 10. 15
土屋薬店	稲取750	土屋金次郎	60. 1. 1
岩崎商店	奈良本987-2	岩崎一雄	57. 7. 28
石原薬店	稲取290	石原一	60. 1. 1
くすりのイシダ	白田342	石田裕一	61. 10. 27

国民健康保険運営状況

区分 年度	被保険者数		一般会計		国 民 健	
	世帯数	世帯員	繰入金	県支出金	調停額	収入済額
昭和50	3,338	10,841	35,000千円	719千円	136,004千円	122,004千円
51	3,316	10,748	25,000	679	167,930	147,869
52	3,395	10,764	5,000	696	200,373	172,772
53	3,393	10,620	10,000	1,244	204,797	170,686
54	3,387	10,501	0	1,078	277,992	232,883
55	3,323	10,156	20,000	2,073	318,160	262,643
56	3,277	9,993	20,000	2,278	345,397	276,547
57	3,271	9,813	10,000	2,104	354,575	290,738
58	3,323	9,773	10,000	2,289	403,256	326,049
59	3,327	9,679	10,000	1,631	409,645	330,552
60	3,374	9,602	10,000	1,384	465,352	385,927
61	3,368	9,390	20,000	1,563	498,800	410,251
62	3,254	8,888	20,000	1,485	536,600	452,982

康 保 險 税			保 險 給 付			
未収額	収納率	一人当り負担額	療養給付	その他の給付	一人当り平均給付額	一人当り平均受診率
14,642千円	89.29%	12,605円	300,841千円	19,162千円	29,518円	5.4回
18,821	88.05	15,624	339,138	28,172	34,179	5.4
27,600	86.23	18,615	373,548	23,080	36,348	5.2
34,111	83.34	19,284	463,975	38,115	47,278	5.5
45,108	83.77	26,473	512,222	47,778	53,328	5.4
55,516	82.55	31,327	574,121	62,833	62,717	5.5
62,670	80.07	34,564	591,857	66,681	65,900	5.6
63,709	82.00	36,133	595,577	71,845	68,041	5.6
65,383	80.85	41,262	466,878	49,747	52,862	4.6
79,093	80.69	42,323	465,632	50,305	53,305	5.8
79,425	82.93	48,464	503,988	60,013	58,738	6.2
88,549	82.25	53,120	546,044	66,948	65,281	6.9
83,618	84.42	60,374	552,556	68,607	62,169	7.1

国民健康保険の状況

年度\区分	被保険者数	給付件数	費用額	一人当り費用額
昭和50年	10,814人	55,622件	426,145千円	39,309円
51	10,748	55,568	478,534	44,523
52	10,764	55,734	529,810	49,221
53	10,620	55,432	659,685	62,117
54	10,501	53,538	721,974	68,752
55	10,156	52,486	810,256	79,781
56	9,993	52,498	833,473	83,405
57	9,813	51,666	836,629	85,257
58	9,773	42,292	655,609	67,094
59	9,679	55,702	963,917	99,588
60	9,602	59,733	1,020,686	106,299
61	9,390	65,216	1,133,524	120,716
62	8,888	62,885	1,119,735	125,983

各年3月31日

老人保険の状況

年度/区分	被保険者数	給付件数	費用額	一人当り費用額
昭和58年	1,179人	12,565件	339,870千円	288,270円
59	1,202	13,875	385,845	321,002
60	1,243	15,922	399,373	321,297
61	1,237	19,353	456,762	369,249
62	1,302	19,904	469,745	360,787

2. 尿尿処理の沿革

昔、人糞は貴重な肥料であった。山坂を背負ったり、天秤棒で担ったり、相当きつい労働を必要としながら、畑まで運搬し、農作物の良き肥料として利用された。農家でない家では、此れを農家に提供する事によって、農作物をお礼に戴ける事さえあった。而し世の移り替りと共に、衛生面から敬遠され、科学肥料に替り、此の処理に施設を要する様になった。

昭和31年頃より、秋間衛生社が「三晃丸」という船を造り、トラックで収集して来た尿尿を、前日船に積み替え、朝4時頃出港、沖合遠く投棄処理していた。

トラック4～5台分積める船で、多い時には3航海した日もあった。

処理場建設

昭和41年、東賀地区衛生プラント組合が、河津町と結成され、河津町長野2310-4に、東賀環境センターが建設され、処理業務が始まった。

此の施設は、処理能力日量27kl、処理日数30日の施設であったが、実際には、30kl位の処理を行い、年末年始、祭礼等の時は、34kl～35klの処理をしなければならず、職員は、日祭日返上の勤務を強いられる時もあった、此の施設は20年間環境保全に務めた。

新施設の建設（東河環境センター完成）

稼働を続けた旧施設も、処理能力の低



下と、生活環境の変化に対応できなくなり、昭和61年より進めて来た新施設が、昭和63年6月12日完工、竣工式が行われた。

総事業費、7億7千万円の新施設は、管理棟、処理棟よりなり、旧施設が生尿尿を中心とした処理施設であったのに対し、新施設は、浄化槽汚泥処理を主体に、生尿尿処理をあわせ持つ施設となり、臭気、水質、煤煙、等の公害防止にも万全を期し、処理能力1日36kl、処理日数3日間、処理対象人口、3万2千6百26人の最新施設で、場長共5人の職員で運営されている。

3. 警察

東伊豆町稲取幹部警察官派出所、熱川幹部警察官派出所。

明治10年 下田警察署稲取分署として設置される。

明治22年 城東村に巡査駐在所を設置した。

大正3年 稲取警部派出所を設置した。

昭和23年 警察制度の改革により、自治体警察として、稲取町警察署を設置した。

昭和26年 自治体警察稲取町警察署廃止。東賀茂地区稲取警部派出所となった。

昭和30年 城東村巡査部長派出所設置
昭和31年 警察の呼称が、下田警察署稲取警部補派出所と改称・

昭和42年 東伊豆町管内警察署が稲取（又は、熱川）幹部警察官派出所と改称……今日に至っている。

4. 消防

(1) 消防組織のはじまり

寛永6年（1629年）5月、3代將軍徳川家光の時「武家諸方度改正」の際、1万石に付30人の割合で大名十数家に「火の番」を命じ消防に従事させた「大名火消」がその制度の始めとされている。

万治元年（1658年）9月江戸市内4組の「定火消」が設置され火消屋敷4カ所が設置された。人員は1組約100名で組織されたのが「常備消防」の始めとされている。

1718年、南町奉行大岡忠相によって義務消防として「店火消」「いろは48組」等「町火消」の地域義務消防の始めとされている。

当町には古い消防関係資料は残されていないが、明治27年（1863）6月稲取公設消防組設置とある。若衆制度の上ののった組織と思われる。その他に明治35

年4月トビウオ漁に出漁した漁船の救助の為出動した稲取村第4部消防組遭難殉職のモニュメントが消防署下の神社にある。

稲取村消防組

入谷を第1部、田町を第2部、西町を第3部、東町を第4部と呼び、若者制度と一体で活動していたようである。消防組組条例より若者が多かったのか又は漁夫が多くて出漁中に消防組員の留守をあずかる組織として条令にはないが第5部消防組通称「チャップ組」があったと聞いている。

明治43年2月、稲取立野から出火し285戸を焼失した。

稲取村は、ただちに罹災救助規程と家屋建築奨励規程を可決し施行した。

家屋建築及び奨励規程

第1条 家屋新築増改築に構造制限

1. 道路面ニ出入口ヲ設クルモノ宅地沿溝渠ヨリ1尺5寸以上隔テ母屋ノ土台敷ト為ス
2. 裏家へ出入ノ路地ハ幅6尺以上ト為スコト
3. 屋上ハ瓦、金属、其他ノ不燃物ヲ以テ覆茸スルコト

第5条 倉庫及び人家に接スル倉庫納屋其他人ノ居住セザル建造物ト云え雖モ本則ニ準據スベシ

第6条 本則ニ依リ新築増築又ハ改築ヲ為シタルトキハ左標準ニ依リ奨励金ヲ交

附ス

1. 本家 8 坪以下 1 坪上付貳円五拾錢トシ以上 1 坪増ス毎ニ五拾錢ヲ給シ貳拾坪ニ至リテ止メ、納屋及倉庫等ハ本家ノ半額ヲ給ス
(抜萃)

この規程は火事後の稲取の町並を一
新する一助になったと思われる。

(2) 若者衆と消防組

稲取町第 2 部消防組沿革誌 (大正 8 年
9 月～昭和 15 年) に依ると

1. 若者の初集会 10 月 21 日 (後に正月 2
日となる) 50 里以内 (東京附近) に居
る若者は全員の出席を義務付けている。
2. 火事による出動より海難救助が非常
に多い。
3. 出動人員の数が多し。(大正 15 年秋
季演習 118 名)
4. 東賀消防組連合演習の事前訓練は
1～2 日間程度と訓練期間が短い。

昭和 9 年 9 月 帝国水難救護会稲取救難
所設立

昭和 11 年 2 月 少年団結団式 中隊訓練
及び少年消防演習

昭和 11 年 12 月 2 日 3 日 〃 消防ポンプ操
法を組頭より教授

昭和 12 年 2 月 7 日 救助船「稲取丸」稲
取港に初入港 (配備)

昭和 14 年 3 月 26 日 消防組解散式並ニ警
防団発団式ヲ行フ

昭和 22 年 9 月 25 日 稲取消防団設置条例
施行となり若者組組織中心の消防団とな
る。呼称は第〇分団となり団長 1 名、副
団長 1 名 分団長 4 名、部長 9 名、班長
34 名、団員 201 名の定員 250 名でスタート
した。水難救助活動は海上保安本部が行
なうようになり稲取丸は稲取高校水産科
の練習船となった。

(3) 稲取町消防団

昭和 23 年 1 月 20 日午後 7 時頃発生した
石原製材所 (現稲取ホンダ附近) の火災
は風も静かな夕刻ではあったが、火の回
りが速かったことと、手引きのガソリン
ポンプ、綿糸のホース、いかとり漁に沖
に出た人が多かった事、沼津川が濁水で
あったこと等重なって死者 8 名を出す大
惨事となった。手押のポンプ機を磯に運
び皆んなでガッちゃん、ガッちゃんと呼
びながら海水を揚げ穴のあいたホースを
縄でまきやっと消火したとのことである。

その年新しい手引ガソリンポンプを購
入し稲取丸にて焼津の工場まで引取りに
行ったと当時の世話役から聞いた。

三輪自動車ポンプが配備されるよう
になるまでにはこれから 4～5 年後である。
昭和 35 年東伊豆町消防条例制定は、稲取
地区 4 分団は定員は現有のまま呼称が 1
が 5 分団 2 が 6 分団 3 が 7 分団 4 が 8 分
団となった。昭和 37 年入谷、田町、東町
の若者組が解散し、若者組があった時は
区より祭典を委され又区より消防費等若

者組に援助があった。解散の主な理由は
戦後生まれが若者組の組織をきらい「仲
間入り」が出来なくなったのが原因であ
る。「消防団は義務と思うが「若い衆」は
やだ」との声の高まりに消防活動を残し
て解散となった。

消防団では祭典を行うことも出来ず、
又区の役員の中には地域分団とはいえ、
東伊豆消防団の一つの分団であるから地
域の援助に難色を示す人も出てきて当時
の分団運営は大変な時期であった。

(4) 東伊豆町消防団

昭和 35 年 4 月町村合併による東伊豆町
が発足するや両町村の人員、設備機械器
具共合せて 8 ヶ分団定員 480 名、当時稲
取町消防団長上島新五郎氏を初代団長に
迎え発足した。

① 消防団組織と定員の推移

大川地区第 1 分団北川地区第 2 分団奈
良本第 3 分団片瀬白田地区第 4 分団稲取
入谷第 5 分団田町第 6 分団西町第 7 分団
東第 8 分団とし発足した消防団は、昭和
48 年 6 月第 4 分団地域を片瀬地区と白田
地区に分け白田湯ヶ岡地区を第 9 分団と
し定員総数を変える事もなく、又新規の
施設を作る事なく 2 分した。

昭和 49 年度より指導部長 2 名が増員され
た。

昭和 59 年 4 月 発足以来変らなかった定
員の削減を行い 430 名となった

昭和 60 年 4 月 前年に引き続き定員削減

を行い定員 400 名となった。

団長 1 名 副団長 2 名 本部長 2 名、
指導部長 2 名、本部班長 2 名、分団長各
分団 1 名、副分団長分団により異り 1～
3 名、分団班長 56 名である。

昭和 63 年 4 月現在団長 1 名、副団長 2 名、
本部長 2 名、指導部長 3 名、本部班長 2
名、分団長 9 名、副分団長 13 名、班長 60
名、団員 308 名計 400 名で構成されている。

② 消防団員と報酬

発足当時の資料がなく当時の役員に聞
いてみたが 1 回の出動手当は「ワラジ
銭」と言って 30 円とか 50 円と云っていた。

別表のように昭和 42 年 300 円となり次
第に引き上げられ、昭和 56 年より現行の
出動手当 3000 円、訓練手当 2500 円となっ
ている。

消防団員退職金規定も昭和 40 年頃より
始まり対象者は 15 年以上勤続者で
¥30,000 であった。若者組の年令規定に
依ると、16 才から 28 才までとなる為稲取
地区ではあまり給付を受けた人もなかつ
た。

③ 消防団と装備

発足当時稲取地区全分団の装備は三輪
ポンプが中心で一部荷車にガソリンエン
ジンポンプを乗せた手引ポンプであった。
山林火災には山ナタ・モップの様な火タ
タキ、エンピ、トビロであった。初めて
の 4 輪ポンプ車は昭和 37 年 7 分団が配備
を受けた。貯水槽、ポンプ車、消火栓と

別表の通り配備されてきた。昭和53年1月14日の伊豆大島近海地震に対して世界中のライオンズクラブより義援金をいただき稲取ライオンズクラブは消防団に1台170万円もする可搬ポンプ積載車3台を寄贈してくれた。この車はライオンズクラブ号と名付け第1分団、第5分団、第7分団に配備された。その年ライオンズクラブは給水タンク、3基、ライト付発電機10台、大型テント10張、飲料水用滅菌器1台等総額約950万円の品々を町に寄贈した。

消防団活動は人的にも装備の整備にしても行政と住民の協力と援助がなくてはならない。

(5) 消防団訓練と査閲大会の成績

町村合併前の昭和34年郡消防査閲大会は下河津村と一中隊を編成して稲取中学校校庭で二日間の練習をして大会にのぞんだ。

赤いタスキを掛けた賀茂村女子消防団の鮮やかな行進に驚き、いよいよ自分達の出番になった。俄か練習の為「回れ右、前へ進め」が前日練習した足と反対の足に号令がかかった為、回れ右が出来ず、後から走って前を行く隊を追い、講評の場で酷評を受けた。

昭和39年静岡県消防査閲大会（県大会）に四輪ポンプ出場当番が東伊豆町消防団に回ってきた。ポンプも新しい7分団が大任を受け出場と決った。役場消防

担当係と選ばれた団員は分団長本部長共一体となって日常の仕事の合間を利用し、早朝、夜間と1ヶ月以上の訓練を続け大会では訓練の甲斐あってみごと4位となった。（第8回大会）

昭和42年郡大会めざし7月6～8日祭典前の忙しい時期2泊3日の自衛隊駒門駐屯部隊へポンプ操法、規律訓練出場選手23名は体験入隊を行い基礎訓練を行った。帰郷してから約2週間午後7時より9時過ぎまで時には午後からと練習を続け、練習の後足がほてり寝ぐるしく午前中は体調が悪く休みたくなる、自分一人が休むと訓練が出来なくなる等、悩んだ隊員がほとんどでした。8月6日の大会でははじめて規律、ポンプ操法共完全優勝をなしとげた。訓練のきびしさに比例して喜びも大変なものであった。この年の県大会出場当番規律は2位の南伊豆町でポンプ操法は東伊豆町の当番にあたり第3分団が出場した。8月22日の大会までさらに2週間連日の特訓を行い、出場11チーム中2位になった。以後毎年前年に「負けるな」「優勝が目的だ、二位になっては意味がない」等団員は一生懸命頑張ってきた。

郡、県査閲大会の成績

年度	郡 大 会			県 大 会
昭和	規律訓練	ポンプ操法	小型ポンプ	
37				第8回県査閲大会7分団ポンプ4位
42	稲取優勝	3分団優勝		3分団ポンプ2位
43	城東 "	5 " "		
44	稲取 "	4 " "		
45	城東 "	8 " 4位		
46	稲取 "	1 " 2位		
47	城東 "	7 " 優勝		
48	稲取 "	3 " 3位		規律訓練優勝
49	伊豆沖地震の為中止			
50	稲取優勝	9分団3位	4分団優勝	小型4分団3位
51	城東 "	?	8分団 "	
52	稲取2位	3分団優勝	1分団 "	
53	地震の為中止			
54	城東優勝	大型7分団優勝	小型6分団	
56	稲取2位	9分団3位	4分団2位	4分団県大会出場
58	城東優勝	8分団2位	5分団優勝	
60	稲取優勝			
62	城東2位	大型6分団6位	小型5分団7位	規律出場3位

56年度より県大会開催年に郡大会を行うようになり隔年実施となった。





表彰

昭和41年2月 日本消防協会より竿頭綬を授与さる

昭和43年10月 静岡県警察本部より表彰
(天城山中女子大生2名無事救助)

昭和46年 静岡県消防協会より優良竿頭綬を授与さる

昭和47年 郡査閲大会規律二度目の優勝旗永久保管(3年連続優勝で1本)

昭和48年3月 消防庁長官より竿頭綬を授与さる

昭和53年 自治体消防制度30周年記念竿頭綬を授与さる

昭和53年9月 地震の折の功績により内

閣総理大臣及び消防庁長官より表彰をうける。

昭和57年3月 消防庁長官より表彰旗を授与さる

昭和60年1月 静岡県消防協会より竿頭綬を授与さる

昭和61年10月 静岡県消防協会より功労竿頭綬を授与さる

昭和62年1月 静岡県消防協会より伊豆大島噴火に際し、大島住民の避難救援活動により表彰を受けた。

昭和62年1月 大仁警察署長より天城山中遭難捜索活動により表彰を受けた。

昭和62年2月 日本消防協会より表彰旗

を授与さる。

(6) 常備消防設置

①常備消防への動き

賀茂郡消防査閲大会に於て規律訓練6年連続優勝

消防ポンプ操法三年連続優勝と輝かしい成績をあげて活やくしている消防団員と最新鋭のポンプ。人的にも施設に対しても充実している傾向にある昭和48年新春、稲葉米吉団長は「消防のあゆみ第6号」に常設消防の必要性を下記の様に記している。

「熱川、稲取を始め各温泉地の都市化が進み、高層建築が増え、プロパンガスや油類の使用が増大すれば当然火災発生要因も益々多くなり、しかも迅速な出動を要請されます。特に自動車の激増に依る交通事故に対する救急業務も常設の必要性を強めて居ります。関係各方面の理解と協力により強力に推進されることを望む切なるものがあります。勿論常設消防が出来ても現在の消防団は従来通り変わりませんが、消防力の強化の面より常設消防の実現を期待するものである。」また、「消防のあゆみ8号」(昭和50年1月発行)の中にも指導部長が次の様に記している。「消防施設の充実ぶりはすばらしいが、高層化する温泉地の建物に対する消防活動のむずかしさを痛感し、初期消火の専門知識をもつ隊員、特殊技術をマスターした隊員の必要性」を訴えてい

る。

②常備消防設置特別委員会設置

町当局も増加する観光客、交通事故に対する救急体制の必要性、高層建物の増加、可燃危険物の増加に憂慮し常備消防設置に向け昭和56年8月29日常備消防設置特別委員会が設置された。

すでに県内人口3万人以上の市では常設消防を設置されているが、町村では共同で広域常設消防を設置している。常備消防をもっている町村は静岡県では駿東郡清水町と長泉町の二町のみであり、行政の大きな決断であった。

昭和57年1月22日消防本部及び消防署義務設置町村の政令指定(内定)の通知があった。

それを受け同年1月25日町議会で、「東伊豆町消防本部及び消防署設置に関する条例の制定について」議案提出され、同日原案通り可決され昭和57年4月1日から施行された。

○町単独設置についての意見(議案一号より)

- (ア) 非常備消防団との連携を保つためには最良と思考される。
- (イ) 人員配備や財源措置についても、組織機構の計画がしやすい。
- (ウ) 自主防災組織との連携とその助成育成が可能である。
- (エ) 東海岸道路の実態から推測しても

当町の場合、単独設置が望ましい。

- (オ) 当町の観光地としての、特殊事情から夜間人口の増大に対処するため、あくまでも本置の持つ機能が必要であり、町の中心部に設けるべきである。
- (カ) 救急医療体制についても、早期に確立すべき要素も大きくその場合町単独が比較的容易であると思われる。

・消防費財政負担額については広域組合と単独設置の場合を比較すると差異はあるが、常備消防の総体的メリットを想定すると単独の方が大であると判断される。

以上を総括すれば、住民福利と財政負担の応能に於ける措置を効果あらしめるためには、地域住民が安心して委ねることのできる充実した施設と共に、生命財産を護る環境作りのために、町単独設置の計画を確立し、一刻も早い実施を希求するものである。

特に救急医療体制については先進市町村より10余年も実施が遅れ、住民の最も期待する現実も考慮し、地元病院、その他医療機関との了解を早め、その受入態勢の万全を期すべきである。本特別委員会は全会一致を以て上記報告を具申するものとする。とある。

③業務開始にむけて

昭和57年4月消防本部(署)を旧役場庁舎に設置し、職員13名を採用し教育訓練(県消防学校入学)を実施しながら18名で発足した。初代消防長に渡辺時雄氏、初代消防署長に前田栄司氏が就任し庁舎建設等昭和58年4月1日本格業務開始にむけ準備を進めた。消防予算も前年度より67%増額318,462千円となり、一般会計予算に占める比率10.4%町民一人当たり18,781円となった。

6月全国電気通信労働学校(団結の家)から査察車(スズキジムニー)の寄贈を受けた。

同年12月 水槽付消防ポンプ自動車を購入した。消防署一号車

58年2月 指令車(ニッサン、セドリックバン)を購入した。

58年2月23日 消防無線免許が交付された。

58年3月 日本損害保険協会から救急車の寄贈を受けた。

消防庁舎建設

昭和57年4月2日を以って消防本部及び消防署義務設置町村の政令指定を受け特別委員に於て庁舎位置選定及び建築内容について最終的結論として、田町区等関係各位の理解と協力により当所に決定し、設計内容は東伊豆町設計集団企業体に委託した。

場所 東伊豆町稲取17番地の10
敷地面積 2,157㎡

用途 消防本部及消防署

構造 鉄筋コンクリート造2階建

総面積 667,702㎡

建築工事

造成工事 15,000千円

西松建設株式会社横浜支店

建築工事 72,000千円

山崎、竹内、桑原建設共同企業体

給排水衛生空調工事 9,190千円

東海設備株式会社

電気工事 8,600千円

株式会社 後藤電気商会

通信施設 23,900千円

沖電気工業株式会社静岡支店

工期 造成工事 昭和57年7月20日～
同年10月30日

建築工事 昭和57年9月24日～
58年2月28日

58年3月7日竣工式を挙行し消防本部に引渡された。

④消防署開設

昭和58年3月30日開署式を行い、4月1日より業務を開始した。

新規に職員7名を採用し第41期県生として消防学校に入学させ訓練を受けさせ定員25名となり、いち早く救急業務を開始した。あわせて気象観測装置を設置し気象観測を開始した。

(ア) 救急業務

昭和58年4月1日業務開始するや1ヶ月間で出動32回搬送人員29名4月1日よ

り12月31日までに出動件数375回搬送人員380名に達した。

内容	急病出動	181件	48%
	交通	58	15.5%
	一般負傷	67	17.9%
	病院搬送	32	8.5%

発生場所別搬送状況

一般住宅	101件	26.9%
宿泊施設	107件	28.5%
路上	84	22.4%

昭和62年1月～12月一年間の救急出動状況は、出動件数595件、救急件数539件、搬送人員584名、1日最多出動件数8件、1日平均出動件数1.63件

急病救急件数	288件	292名	53.4%
交通救急件数	70件	104名	13%
一般負傷救急件数	95件	95名	17.6%

病院搬送件数 37件 38名 6.86%

住居別搬送人員合計584名

町内	稲取地区	142名	24.3%
	城東地区	142名	24.3%
町外		300名	51.4%

時間別出動件数合計 595件

午後8時より午前2時までに182件 30.59%

傷害程度別搬送人員 合計584名

死亡2名、重症85名、中等症281名、軽症216名

年令別搬送人員

乳幼児（新生児を含む）37名、少年（7才～17才）52名、成人（18才～24才）91名、成人（25才～64才）297名、老人（65才以上）107名

曜日別出動状況 合計595件

土曜日104件（17.48%）、日曜日106件（17.82%）、月曜日82件、金曜日82件（13.78%）（消防年報より）

当町が観光、リゾート地という特殊事情が救急出動状況の数字が現わしていません。

a. 一般住宅からより宿泊施設からの発生が多い。

b. 町内居住者より観光客の急病の搬送が多い。

c. 傷害程度でみると、中等症、軽症合

わせると85.1%、特に軽症37%は救急車を要請し利用する側の安易な態度を感じさせる。

d. 曜日別にみると病院医院の休診日と観光客の増加が出動の増加の原因とみられる。土、日で35.3%ある。

救急業務の中に「病院紹介業務」をPRし軽症者等が自分で病院へ行っても診察してもらえようとして欲しいと感ずる。

(イ) 火災消火業務

消火業務は初期消火を中心に消防署が先行し消防団と協力して消火活動を行っている。

昭和59年度は出火原因不明の火災が9件あった。

昭和61年度は放火火災が4件あった。2月には死者24名を出すホテル大東館「山水」の火災があった。消防施設、消火能力の低かった昭和23年1月20日稲取町石原製材所（現在稲取ホンダモータース付

年別火災状況

	昭和58	59	60	61	62	
建物火災	4件	11件	6件	13件	6件	
林野火災	4	7	1	0	1	
車輛火災	1	1	1	0	0	
その他火災	1	4	1	2	1	
合計	10	23	9	15	8	
罹災棟数	5	11(3)	(2)	(4)	(1)	() 全焼
罹災人員	(★1)	12(★4)	24	57(24)	26(2★2)	() 死者(★) 傷者

(消防年報より)

近)の火災で8名の死者を出した火災以来の大きな犠牲者を出した。水槽付消防ポンプ車の初期消火への威力を発揮し類焼、全焼家屋を最少減にいとめている。

大火の後は消防施設の充実が叫ばれるは今昔変わらず、施設費予算は前年比2.14倍（127,4914円）と増額された。

(ウ) 予防、防災業務

火災予防は火災が発生しないよう、又もし不孝にして発生しても消火等の活動が容易に、かつ効率的に行えるように常日頃備えておくことである。住民一人一人に対し、より理解を深めてもらい協力を求めようとする業務である。

防火対象物の査察実施状況・防火管理者、消防計画、届出数、査察

年度	58	59	60	61	62	年度は1月～12月暦年	
防火対象物数	(146) 505	(146) 504	(150) 506	(168) 521	(176) 537	() 内数字は ホテル、旅館宿泊所	
査察件数	(180) 193	(226) 251	(224) 268	(408) 511	(303) 329		
届出対象数	(112) 228	(110) 225	(114) 231	(120) 230	(124) 236		
防火管理者数	(98) 120	(102) 124	(106) 130	(111) 141	(116) 118		
消防計画		(101) 124	(106) 129	(114) 144	(117) 151		
危険物施設総数	101	97	101	100	89		
〃 査察実施数	187	223	101	100	89		
査察実施率%	185	230	100	100	100		
処理状況	設置許可	3	4(5)	6(4)	2(4)	3(3)	() 完成
	変更許可	7	10(9)	1(1)	14(14)	8(8)	() 〃
	廃止届	4	4	2	3	3	

表示公表制度、表示マーク交付状況 ㊦

	S59.3.31	60.3.31	61.3.31	62.3.31	63.3.31	
対象物数	111	109	115	120	124	
交付済み	81	82	77	87	95	
適合率%	72.9%	75.2%	67.0%	72.5%	76.6%	

〈ホテル、旅館の防火対象物にかかる表示公示制度への対応〉

川治プリンスホテルの火災、ホテルニュージャパンの火災にともない昭和56年9月29日付県公室長（通知）「防火対象物にかかる表示、公表制度実施要領の制定について」に基づき改善を要する旅館業は消防設備等の設置を行わなくてはならなくなった。

莫大な資金を必要とする旅館の中には思い切って既存の建物を解体して新築する所もあり多くの資金を必要とした。旅館の消防法設備等の設置を促進することは人命尊重及び観光行政の見地から静岡県では昭和57年3月1日をもって静岡県特別政策資金融資制度要綱の一部改正を行って対応した。

融資基準は次のようなものである。

- 中小企業者資本金1000万円以下又は従業員50人以下
- 中小企業者以外で知事が認めたもの
- 各資金需要額（この融資制度には省資源、省エネルギー対策資金も含まれていた）の20％程度は自己資金で手当する。
- 融資額100万円以上

東伊豆町のホテル旅館業者は早速申込み県の予算枠1,320,000千円を東伊豆町の業者30軒で382,900千円と総融資枠の29％の申込みを行なった。

明治43年2月稲取立野より出火し285

戸焼失した大火事のあと稲取村家屋改良奨励規定が施行され、難燃耐火の屋根造りをした立派な町並が出来たのが、今度の表示制度は旅館業者を多大の投資に追こみはしたが結果として観光の活性化の一助となったと考えられる。

〈東伊豆町危険物安全協会〉

石油、LPG、アセチレンガス、水素ガス、大型ボイラ等の使用は定められた資格を有する者が保守管理することが義務付けられている。

昭和59年4月12日会員四十余名で発足した。

主な事業として

- 危険物取扱試験予備講習
- 危険物安全週間自主点検
- 防火ポスターの募集及び表彰

昭和63年4月1日現在会員数44名顧問に町長、消防長、消防団長を加え、会長1名、副会長2名、理事5名、監事2名で運営されている。

(三) 自主防災組織

昭和53年1月14日、12時24分頃、マグニチュード7の「伊豆大島近海地震」が発生し大きな被害を受けた。折から東海大地震はいつ起きても不思議でないと観測データによる学者の発表あり、当町では各区、消防団婦人会、警察、役場一体となって、町内10地区に区長を長とした「地域防災組織」が誕生した。「自主防」の訓練は年一回静岡県内一斉に行われて

いる。

訓練

第一回の訓練は昭和53年9月1日（関東大震災記念日）にマグニチュード8.3の東海大地震が7：30発生したのと想定にして実施された。サイレンの合図と共に非常召集、住民避難、災害対策本部の設置、各分団に配備されているポンプ車に積載している無線にて通信訓練、負傷者の応急処置を行った。第1回目の訓練は広報と通信を重点にした訓練の為、避難訓練に参加した多くの住民は指定された場所に防災頭布やヘルメットを覆り、防災袋を背おって集っても何もする事なく多くの反省点が指摘された。以後毎年9月1日ほぼ同様の訓練がなされるが回を重ねるのに従って住民参加の訓練が増え、消火器による初期消火、防火貯水槽の水を浄化した水の試飲、防災倉庫に保管してある非常食の試食。ビデオテープによる津波の映画等行っており住民の防災意識を高めるのに大変役立っている。

〈田町大畑自主防〉

昔稲取には消防条例にない消防第5組通称「チャップ組」があった。大畑自主防は昭和50年頃より地域の初期消火を目的として有志に依って結成され消防団より可搬ポンプ一台の保守管理を委され年数回の訓練を行っている。

(四) 広報活動

従来は消防団の火災予防週間初日のポ

ンプ車のパレードが広報活動の中心であったが、広報無線、春、秋の火災予防週間中及び年末等の巡回広報、消防署見学者へのPR、防火映画フィルムの貸出等を行っている。

(五) 消防署の現状（63年4月1日）

動力ポンプの現有消防力は基準消防力に比べ梯子車が一台不足しているが、本年度中には配備される事になり充足率は100％となる。

人員については

	57年	58年	59年	～	62年	63年
人員	18名	25名	27名		27名	30名

と増員された。

しかし、基準消防力に於ける人員総数45名に対し充足率66％である。

昭和58年3月霊友会より訓練塔2基の寄贈をうける。

昭和59年6月東伊豆町旅館組合より救急車の寄贈をうける。計2台となる。

民間からのさまざまな寄贈と消防行政重視はまだ続けられると考える。

しかし、昭和63年度予算によると消防予算は340,539（千円）となり一般会計に占める比率は9％となり、住民一人当たりの消防費は年間20,300円を越えた。また増額が必要となる事があると考えられるが住民一人一人が、救急車出動要請の乱用、消防団分団の統合、金のかからない住民主体の初期消火制度、等々、住民

の消防行政への深い理解と協力が必要不可欠なものとなってきた。

(7) 防災行政無線の概要

①広報無線（固定系）

昭和36年 有線放送として始まる
 昭和48年7月 広報無線として業務開始
 昭和55年11月 防災行政無線として現在に至る
 (ア) 周波数 中継波 57.26MHz
 般送波 69.12MHz
 (イ) 放送時間 1日3回及び定時
 8:45 11:45 16:45
 定時(チャイム)
 7:30 11:00 16:00

(ウ) 放送方法

(オ)設置過程

年度	整備内容	工事費	備考
47	親局1、子局20新設	19,000千円	
50.51	子局1局増設、子局移動	5,000	
54.55	周波数切替、子局30局増設 中継所設置、親局改修	78,800	
56	子局30局増設	5,300	
57	子局1局改修	856	
58	子局10局改修	10,500	
59	子局5局増設他	10,700	
60.61	子局4局増設、改修18局	13,402	
62	子局2局増設、改修19局	13,700	
計		157,258	

各種団体及びその代表者より依頼
 当課受付けおよび放送依頼書作成
 総務課に提出
 放送内容チェック及び課長決裁

放送

(ニ)地区別放送設備

地区	子局数	スピーカー数	備考
大川	6	21	
北川	3	13	
奈良本	19	72	
片瀬	6	22	
白田	7	26	
稲取	24	117	
合計	65	271	

②行政無線（移動系）

昭和47年度 業務連絡用等として
 導入
 昭和56年度 防災行政無線として
 整備

(イ) 利用方法 平常時 業務連絡
 非常時 自主防災組織
 との連絡他
 急活動業務
 水防事務

(ア) 周波数 中継波 407.20MHz

(ウ)設置過程

年度	整備内容	工事費	備考
47	親局、移動局10局新設	5,460千円	
52	移動局28局新設、既設局改造	4,000	
56	周波数変更、中継局新設	47,420	
60	移動局1局新設	450	
62	移動局1局新設	450	
計		57,780	現在38局

消防予算、団員報酬、装備の年表（消防署装備別）

	42年度	43	44	45	46	47
一般会計予算(千円)	209,100	242,100	272,500	452,000	532,600	589,700
消防予算	8,937	9,555	11,067	12,414	16,406	17,760
割合%	(2.3) 4.27	3.97	4.06	2.75	3.08	3.01
内訳						非常 13,685
報酬(千円)	2,986	2,988	3,264	3,353	3,820	5,615
需要費(千円)	2,041	2,041	2,273	2,332	2,856	2,636
工事請負費(千円)	2,008	2,000	2,500	3,100	4,330	2,750
備品費(千円)	595	833	798	620	1,676	576
負担金等	684	993	1,375	1,927	1,913	1,831
団員の報酬(年額円)						
団長(年額円)	20,000	同 左	30,000	40,000	30,000	40,000
副団長(年額円)	15,000	"	25,000	30,000	25,000	30,000
本部長(年額円)	10,000	"	15,000	25,000	15,000	25,000
分団長(年額費)	10,000	"	15,000	20,000	15,000	20,000
副分団長(年額費)	5,000	"	7,000	10,000	7,000	10,000
本部班長(年額費)	5,000	"	7,000	10,000	7,000	10,000
分団班長(年額費)	4,400	"	5,000	7,000	5,000	7,000
団員(年額費)	1,000	"	1,000	2,000	1,000	2,000
運転手(年額費)	3,300	"	/	/		
団員手当1回に付キ						
出勤手当	300	同 左	同 左	500	同 左	同 左
訓練手当(1日)	400	"	500	700	"	"
警戒手当(1回)	400	"	400	700	"	"
分団運営費						
分団数	8	同 左	同 左	"	"	8(9)
定員(団長以下 (本部役員、分団長を除く))	(465) 480	"	"	"	"	480
装備						
四輪自動車ポンプ	8	9	9	9	(4) 9	(7) 9
可搬ポンプ	9	9	10	10	?	(7分団0) 15
手引ポンプ	1(2)	/	7分団ナシ			
水利貯水池		+2(大川 片瀬)	+3		200T +4	36
消火栓						106

	48	49	50	51	52	53	
一般会計予算(千円)	1,284,431	2,126,899	2,166,877	2,193,522	2,522,726	2,777,679	
消防予算	20,809	33,766	65,386	67,672	94,482	115,281	
割合%	1.62	1.58	3.01	3.08	3.74	4.159	
内訳		非常 20,097	非常 25,685	非常 31,815	非常 38,173	非常 33,471	
報酬(千円)	7,276	9,843	11,559	15,444	18,694	13,627	
需要費(千円)	5,021	5,734	7,627	8,614	9,528	7,705	
工事請負費(千円)	3,300	10,995	38,306	34,412	32,418	37,655	
備品費(千円)	763	1,674	15,745	12,870	15,039	20,860	
負担金等	2,089	2,240	2,644	3,616	5,169	6,053	
防災費			防火 1,396	防火 1,445	防火 8,357	防火 8,842	
団員の報酬(年額円)							
団長(年額円)	4,000	60,000	同 左	同 左	70,000	同 左	
副団長(年額円)	30,000	50,000	"	"	60,000	"	
本部長(年額円)	25,000	35,000	"	"	45,000	"	
分団長(年額円)	20,000	30,000	"	"	43,000	"	
副分団長(年額円)	10,000	20,000	"	"	25,000	"	
本部班長(年額円)	10,000	20,000	"	"	25,000	"	
分団班長(年額円)	7,000	10,000	"	"	15,000	"	
団員(年額円)	2,000	5,000	"	6,000	6,500	"	
運転手(年額円)	指導部長	30,000	"	同 左	43,000	"	
団員手当1回に付き							
出勤手当	700	1,000	1,000	1,000	同 左	同 左	
訓練手当(1日)	500	1,000	1,000	2,000	"	"	
警戒手当(1回)	500	1,000	1,500	2,000	"	"	
分団運営費						分団 87,600	
分団数	9	9	9	9	9	9	
定員数(団長以下 (本部役員、分団長を除く))	(462)	480	480	(462) 480	480	480	
装備							
四輪自動車ポンプ	9	②② 9	① 9	⑤ 9	⑤ 9	⑤ 9	
可搬ポンプ	(3分団-8台)	19	23	23	26	26	
手引ポンプ	29	手引ポンプ	可搬積載車	1	1	③④ 3	①③④⑤ 7
水利貯水池	39	42	45	46	46	52	
消火栓	106	120	132	135	135	154	

	54	55	56	57	58	59
一般会計予算(千円)	2,919,851	3,055,684	3,286,771	3,069,614	3,559,679	3,001,054
消 防 予 算	158,854	161,651	181,021	318,462	206,796	287,033
割 合 %	5.44	5.29	5.50	10.4	5.8	9.6
内 訳	非常 39,225	非常 40,120	非常 60,107			
報 酬(千円)	16,612	13,988	29,496		28,417	44,729
需 要 費(千円)	8,907	9,985	13,747		8,418	
工事請負費(千円)	32,990	32,820	42,607		38,318	※ 43,337
備 品 費(千円)	10,670	17,752	8,387			防災 94,434
負 担 金 等	7,162	7,350	8,173		8,734	
防 災 費	防災 75,781	防災 70,359	防災 71,891		防災 842,000	分団補助 842,000
団員の報酬(年額円)						
団 長(年額円)	70,000	同 左	85,000	85,000	同 左	同 左
副 団 長(年額円)	60,000	〃	72,000	72,000	〃	〃
本 部 長(年額円)	45,000	〃	67,000	67,000	〃	〃
分 団 長(年額円)	43,000	〃	65,000	65,000	〃	〃
副分団長(年額円)	25,000	〃	35,000	35,000	〃	〃
本部班長(年額円)	25,000	〃	35,000	35,000	〃	〃
分団班長(年額円)	15,000	〃	25,000	25,000	〃	〃
団 員(年額円)	6,500	〃	8,000	8,000	〃	〃
運 転 手(年額円)	43,000	〃	60,000	60,000	〃	〃
団員手当1回につき						
出 動 手 当	1,000	同 左	3,000	3,000	同 左	同 左
訓 練 手 当(1日)	2,000	〃	2,500	2,500	〃	〃
警 戒 手 当(1回)	2,000	〃	2,500	2,500	〃	〃
分 団 運 営 費						
分 団 数	9	9	9	9	9	④ 9
定員(団長以下 (本部役員、分団長を除く))	480	480	480	480	480	430 480
装 備						
四輪自動車ポンプ	9	② 9	9	9	9	④ 9
可 搬 ポ ン プ	30	33	33	35	35	34
手 引 ポ ン プ	④ 8	8	8	8	8	8
水 利 貯 水 池	56	60	60	62	65	67
消 火 栓	162	172	174	197	198	206

	60	61	62	63
一般会計予算(千円)	3,270,574	3,399,364	3,301,326	3,767,000
消 防 予 算	252,918	262,830	216,898	340,539
割 合 %	10.4	7.7	7.9	9
内 訳		※ 113,655	※ 120,611	※ 134,383
報 酬(千円)	?	* 44,204	* 59,161	* 50,466
需 要 費(千円)	?			
工事請負費(千円)	?	※ 82,085	※ 59,567	※ 127,491
備 品 費(千円)	?			
負 担 金 等	?			
防 災 費		防災 22,886	防災 22,559	防災 28,199
団員の報酬(年額円)				
団 長(年額円)	85,000	同 左	同 左	同 左
副 団 長(年額円)	72,000	〃	〃	〃
本 部 長(年額円)	69,000	〃	〃	〃
分 団 長(年額円)	65,000	〃	〃	〃
副分団長(年額円)	35,000	〃	〃	〃
本部班長(年額円)	35,000	〃	〃	〃
分団班長(年額円)	25,000	〃	〃	〃
団 員(年額円)	10,000	〃	〃	〃
運 転 手(年額円)	60,000	〃	〃	〃
団員手当1回につき				
出 動 手 当	3,000	同 左	同 左	同 左
訓 練 手 当(1日)	2,500	〃	〃	〃
警 戒 手 当(1回)	2,500	〃	〃	〃
分 団 運 営 費				
分 団 数	9	9	9	9
定員(団長以下 (本部役員、分団長を除く))	(381) 400	400	400	
装 備				
四輪自動車ポンプ	① 9	⑤ 9	① 9	9
可 搬 ポ ン プ	42	42	44	46
手 引 ポ ン プ	8	③ 8	⑥ 8	8
水 利 貯 水 池	69	72	76	78
消 火 栓	206	208	213	215

常は常備消防本部
非は非常備消防団

施 施設費

防災 防災費(主に無線の維持費)

53年度は1ヶ分団のみ、59年度は総額
他年度不明
() 団員のみ

○内数字は新車配備分団

同上

5. 東伊豆町の福祉のあゆみ

(1) 方面委員から民生委員へ

大正6年岡山県に設置された「済世顧問制度」はその後全国的な広がりをみせ、静岡県では大正11年に「静岡県方面委員規定」が制定された。これを受けて昭和4年稲取町は鈴木吉次郎、富岡藤蔵、城東村は梅原鼎助、原田三男雄が方面委員に任命され、恵まれない人達に援護の手をさしのべた。この活動は地味でありかつ、きめ細かく、温かい心がなければ出来ない仕事であり経済上の問題だけでなく家庭生活全般、人生相談も含めたものであることが当時の活動記録に残されている。戦時下には更に出征軍人の留守家族、傷痍軍人、戦没者遺族の援護、扶助の仕事が加わった。戦後、法の改正により名前も民生委員と改められ引揚者、戦災者、失業者やインフレと食糧難と社会不安の中出生活に苦しむ人達を支えることに大きな努力を傾注した。生活保護法による国の仕事の補助機能を果たした一時期もあったが昭和23年の法改正により「民生委員は社会奉仕の精神をもって保護指導に当り、社会福祉の増進に努めるものとする」の精神に則り従来の補助機関より協力機関に改められ、障害者、母子家庭、老人を対象とした地域に於ける幅広い活動の展開が行われた。又民生委員は児童委員として児童福祉に取り組むことになった。その後社会情勢の多様化の

中で特に本町は急激な観光地化と云う変転の中での問題多発、高需要により民生委員の役割りはますます重要になり昭和11年稲取町4名、城東村3名の方面委員が昭和63年東伊豆町全域で男21名、女10名と増加しているが尚相当数の増員の要請がされている。

(2) 福祉団体の発足

① 身体障害者福祉会

昭和11年戦傷軍人の援護互助を目的として結成された日本傷痍軍人会は敗戦により占領軍から解散を命じられたが稲取町、城東村に於ては「協助会」、後には「傷友会」と名を変え形を改めてその活動を継続していた。昭和24年身体障害者福祉法が制定され障害者手帳や補装具の交付、無料診療、援職指導の施策や盲学校等の施設の整備が行われる様になった。昭和28年傷痍軍人会と盲人会が中心となり稲取（会長 高村由太郎）、城東（会長 稲葉兼太郎）の両身体障害者福祉会が結成され昭和34年町村合併に伴い両福祉会は統合し東伊豆町身体障害者福祉会（会長 八代富次郎）となった。その後エンピツ販売による収益事業、老人に対するマッサージ奉仕、身障者スポーツ大会、赤い羽根の街頭募金、会報「希望」の発行、盲人への「声の便り」発行、ほほえみ学級の開設、ふれ合い募金箱設置、国際障害者年記念植樹とその管理等事業も多彩になり充実した活動を行っている。

昭和63年現在会員180名、会長 倉本喜太郎

② 老人クラブ

明治26年、当時稲取村長の田村又吉翁の指導の下に太田米吉稲取小学校長を会長として入谷地区に60才～80才迄の老人の会「耆老会」が結成され年7回の定例会を開催し諸事連絡、新知識の吸収、娯楽談笑に努めたと云う記録がある。戦後社会、経済の急激な変動により老人の役割りや存在価値が低下した中での老人の在り方の再発見の場としての老人クラブの組織と活動が生まれた。昭和34年田町の齊広寺を中心とした老人の集い。西町の「黒潮会」、東町の「長生会」と云った老人の活動が活発化し、昭和38年1月から3月にかけて町内全部落に老人クラブが設立され同年3月27日片瀬公民館に於て東伊豆町老人クラブ連合会の結成大会が行われ初代連合会長に田町クラブの鈴木新太郎が選出された。以後老人福祉法の制定や老人向けの諸施策が次々と実施される中でクラブ活動は急激な拡大、発展を示し、老人「いこいの家」の建設、老人スポーツ大会、老人学級、社会奉仕、ゲートボール、踊りのサークル、健康教育モデル地区、旅行、作品展、友愛訪問、子どもや若者との交流、伝承活動等の事業が行われている。昭和60年には健康問題に対する取り組みを中心とした活動の優秀により全国表彰を受けた。尚各部落

のクラブは必ず毎月一回定例会を開くことと、国より補助金交付の制度があることは特筆される。昭和63年現在クラブ数、16、会員数1250名、連合会長 鈴木勇八（くわしくは後の項を参照）

③ こども会と世話人会

村落共同体の中で若衆組があった様にそれ程はっきりとした組織ではないが部落のこどものかたまりとしての「こども連」「こども組」と言うものがあり、その部落の神様のお祭りや行事に結びついた形でこどもの遊びやけんかや生活集団としての側面をもった活動があった。

戦後昭和24年頃町内各地で部落こども会の活動が盛んになり特に稲取の大畑こども会が「こども会活動モデル地区」として指定され済広寺を中心とした多様な行事が行われ、又大川では松木先生をリーダーとする活動が活発で県表彰を受けた。昭和29年民生委員が推進力となってこども会の活動を援助育成するものとしてPTA、婦人会、青年団等で稲取地区こども会世話人会を作った。しかしそれはPTAの役員が主導する部落こども会が実質的内容であった。昭和35年頃より稲取、熱川両地区の世話人会の統一の声が高まり翌36年東伊豆町こども会世話人連合会（会長 金指 武）が結成された。そして全町的規模の球技大会、砂の造形大会が実施される様になり、高校生による渚リーダーズクラブが結成されこ

ども会の諸行事に参加しリーダーとしての活躍をした。昭和63年現在こども会の数22、会員1300名、世話人330名、会長石原佑活

④ 母子福祉会

戦争による犠牲者は数多いがその一つに最愛の夫を失いこどもと家庭を残されたその妻の悲しみと、苦しい人生があった。戦後の国乱と荒廃の中で一家の柱として子女の養育に精魂を傾注してきた戦争未亡人は遺族会を結成しその婦人部となり英霊の供養と仲間同志の助け合いと励まし合いと生活を支える活動を行って来た。昭和25年全国未亡人会が、27年には県母子福祉連合会が結成され、この会に結集された力により母子福祉貸付制度、母子福祉年金、児童扶養手当等の制度が出来、昭和39年には母子福祉法が制定された。昭和29年戦争未亡人を中心として稲取未亡人会（会長 中島 操）城東未亡人会（会長 土屋みづゑ）が結成され母子未亡人の福祉向上のための国や県連合会の行動に参加、署名運動等を積極的に行い、町内に於ては母と子の集い、介護人の派遣、生活、職業、教育相談、会報の発行、ボランティア参加、母子家庭児童の激励、プレゼント、旅行等の行事を実施した。昭和50年、稲取、熱川の両母子未亡人会は統合し東伊豆町母子福祉会（会長 遠藤あき）となった。

⑤ 手をつなぐ親の会

心や体に障害と言う不幸な運命を背負ったこどもとその親の苦しみは測りしれないものがある。世間の風は冷たくその目からのがれる為にそのこどもを隔離すると云う時代もあったが昭和27年その親達が集って全日本精薄者育成会（手をつなぐ親の会）を結成し不幸なこどもの福祉向上を求めて運動を開始した。その結果昭和35年に精神薄弱者福祉法が制定され、福祉施設の建設、整備が進んだ。昭和39年稲取小学校には古山種作校長の英断で特殊学級が設置された。翌40年には会員15名をもって東伊豆町手をつなぐ親の会（会長 竹内栄子）が結成され施設への入所、つくし学園の建設運動、重度者の在宅診査、巡回相談、町内への成人施設建設運動と、東伊豆作業所の開設と、たえ間のない活動が続けられた。

特に東伊豆作業所は大きな障害を一つづつ乗り越えた末に大川に建設され昭和58年所員8名、指導員2名で開所、本町唯一の福祉施設であり、土産用菓子箱折り、縫製、印刷、手芸品、農作業を作業内容とし所員はマイクロバスで町内各地から通勤し、作業とこれに生活訓練、機能回復訓練も併せて行っている。

昭和63年現在、所員13名、指導員3名、署長 高橋度勝 手をつなぐ親の会々員40名 会長 高橋度勝

(3) 社会福祉協議会

昭和22年赤い共同募金運動が始まった

がこの頃より福祉施設の建設整備、福祉制度の制定充実を求める声が強まり、障害、児童、母子、老人のそれぞれの当事者組織化の進行とその運動の活発化がありそれ等の調整指導、育成、統合の機能を持つ組織の必要性が高まって来た。昭和26年社会福祉事業法が制定されその中に国、県の社会福祉協議会に関する規定が条文化され福祉活動の中の社会福祉協議会の位置づけが出来、同年中央社会福祉協議会が、続いて静岡県社会福祉協議会が設立された。これを受けて、26年秋に稲取町社会福祉協議会（会長 山田光男）、城東村社会福祉協議会（会長 野澤安太郎）が民生委員、婦人会、青年団、区長、PTA等の団体の協力、加盟により設立された。特に稲取町は同年「福祉振興地区」として県より指定され町はその活動の為に10万円の補助金を計上し、積極的な活動を2年間にわたり展開し県表彰を受けた。昭和34年稲取町、城東村の町村合併により東伊豆町社会福祉協議会が設立され初代会長に時の町長田村源一郎が就任した。

事務局を役場内民生関係部署におき、歴代の町長が会長に就任し、共同募金、歳末助け合い運動、福祉団体の育成援助等の事業を実施して来た。40年代に入り全国各地に法人化の運動が起り、専任職員の人件費の国庫補助制度が生まれ、又地方の時代と謳われ各自治体がそれぞれ

先駆的な福祉施策を推進する様な時代的な雰囲気と、国も福祉を充実する方向性を示した等々の流れの中で本町も行政民生委員、区長会より法人設立の動きが強くなり先進の各地の視察、県の指導を得て昭和50年7月社会福祉法人としての認可を得、同年8月登記を完了し社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会が発足し会長 竹内国二、福祉活動専門員 金指徹、予算1030万円（内補助金770万円）で活動を開始した。その後昭和55年、59年の2回にわたり県のモデル指定を受け、独創性、先駆性のある事業に取り組んだ。

東伊豆町社会福祉協議会の行った主な事業の概況は次の通りである。

- 会員組織の確立—一般、特別賛助の三つの会員制度で会費はそれぞれ年間百円、千円、三千円とした。
- 地区社協（部落支部）の設立—九地区
- 会報「あけぼの」発行—全戸配布
- 盲人に対しテープ吹込みによる「声の便り」発行
- 家庭奉仕員派遣事業—ねたきり老人、重度障害者、ひとり暮らし老人の介護相談に家庭奉仕員3名を派遣
- ねたきり老人の入浴サービス
- ねたきり老人、ひとり暮らし老人に配食。会食の食事サービス
- ねたきり、ボケにならない健康教育事業

- 高齢者の「あじさい学級」 熟年者の「つわぶき学級」 児童の「ふるさと学級」の開設
- 障害者社会学級「ほほえみ学級開催
- ボランティアグループの育成とその活動の組織化—25グループ 500名
- 婦人シンポジュームの開催と全婦人団体協議会の結成
- 電話相談（心のなやみ）。テレホン童話サービスの実施
- 精薄者成人施設建設運動と東伊豆作業所（小規模授産所）の建設と内容の充実
- 老人、母子、障害等問題別シンポジウムと福祉大会の開催
- 4世代ふれあいスポーツ大会—4会場
- 共同募金 歳末助け合い運動
- 世帯更生資金 小口福祉資金の貸付
- 民生委員活動の推進
- 身障、母子、精薄者、高齢者相談員の委嘱による相談活動と心配ごと相談所の開設
- 在宅の諸福祉サービス
- ひとり暮らし老人、問題児童のケアネットワーク作り
- 福祉団体の育成、援助
- 先進地の研修 交流会の開催
- ふれあい広場と青空の集いの開催
- 老人居室整備事業
- 障害者の住み良い町づくり—ガード

ルール、点字ブロック、音の信号機の設置

- 共働き世帯、片親世帯児童の下校後対策事業—こども会の安らぎの家建設促進

○国際障害者年の諸行事

福祉の考え方も従来の施設収容主義、金品交付中心より地域福祉へと大きく変化し、地域での助け合いと在宅福祉サービスが重視される様になった。

6. 老人福祉と老人クラブ

「敬老の日」の制定、老齢年金支給、医療の無料と日本の歴史始まって以来高齢者が優遇されている豊かな時代と異なり、貧しく大変な時代が長く続いた。貧しい時代は家庭では皆んなで肩を寄せ合いとぼしい物を分けあい、地域住民は力を合わせて生きる事を余儀なくされた。きびしい自然条件を生きぬく為には、老人の体験、知恵、技術、文化の伝承等に老人のもつ役割は大きく、家庭では家長として、地域にあっては長老として尊敬され、地位とその責任をもたされていた。そのような老人を組織した団体が入谷区にあった。

入谷老人会

明治26年4月15日、入谷地区出身の元村長田村又吉翁の指導の下に当時稲取小学校長太田米吉氏を会長にして発足した。

規約によると60才以上80才以下の男子老人をもって組織し、年7回定例会を開

催し、諸事連絡、新知識の吸収 娯楽談笑に努め、この会の経費は入谷農家共同救護社により支弁するとなっている。第1条にこの会のもの目的として、

(1) 老人を尊敬し、かつ娯楽を与えること

(2) 家庭を融和させること

(3) 諸会の統督権を持たせること

第2条 稲取入谷共同救護社、同青年修身会、同母の会、同処女会の諮問に応じ、又は本会が前会の行う処に付き改善を要すべきものと認むるときは其の意見を通報して処理宣しきに従はしむるを以て目的とする。

とあり、現在の老人クラブと大きな相違がみられる項目で老人の地位と役割の高さが示され明治の老人の在り方がうかがわれる。

女性を中心とした集いとして宗教と娯楽をミックスした念佛講、和讃会等がある。大川地区に和讃詠歌奉詠の梅花講（昭和23年頃より）、奈良本地区に靖国和讃（昭和24年頃）、片瀬地区にも念佛を唱えるお年寄りがいたが、時代にそった御詠歌が誕生した。昭和24年頃密巖流に始まり現在では曹洞宗龍淵院梅花講として続いている。稲取地区でも済広寺を中心に和讃の講があり昭和28年鎌倉建長寺700年遠忌には稲取中から112名の老女たちが集ったとの記録がある。

(1). 老人クラブ設立の背景

昭和30年代に始まった老人クラブ活動が全国的な広がりを見せ、昭和29年全国でわずかな112クラブを数えるのみであったが、老人福祉法公布施行された昭和38年には35,000クラブ、昭和47年には910,000クラブ会員540万人を数えるように成長した。上からの指導や補助金を貰える利点もあったが、このような急激な大発展を示すにはそれなりの背景や土壌があった事と思われる。

① 戦後新民法施行に依る古い家族制度から核家族時代になるにともない法律上の老人の権限と役割の低下。

② 産業構造の変革、技術革新、コンピューターの登場等新しい分野の出現は老人のもつカンや経験が役立たなくなり老人の果たすべき領域と役割の低下をもたらした。

③ 電気洗たく機、電気掃除機、自動炊飯器等家庭内での家事の合理化にともない、家庭内での従来老人が果たした役割が合理化された。

④ 住宅構造、生活変化は、プライベートルーム（個室）の増加や従来縁先に腰かけ談笑した縁側もなくなり、又職業の多様化、人口の流入などによる地域意識の薄らぎなど老人の孤立化を深めるようになった。

⑤ 人間はある年齢になると社会的にも

家庭内でも次の世代に地位も役割も譲らなければならない。役割の喪失感、生き甲斐の喪失、孤独感、気力、体力の衰え、老人の悩みやさみしさ、老後の生き方をどう考えるのか、解決方法をさぐるため、くだらないとか娯楽ばかりとか批判はあっても団体活動の中に何かを見つけようとしたのが老人クラブにあったと考えられる。(平均寿命、男75.61才、女81.39才)

(2) 老人クラブの誕生

昭和37年6月、静岡県老人クラブ連合会が設立され賀茂支庁民生課より老人クラブ設立を要請され民生委員が中心となり各地に老人クラブが設立された。

田町老人クラブ「老養会」は昭和34年に誕生した。当時の民生委員が自らレコードを持参し東京音頭を踊ってお年寄を楽しませた記録がある。

西町、東町は昭和34年賀茂支庁民生課の要請を受けた民生委員に依り合同にて「黒潮会」の名称で設立し会員は両町で20人位であった。

昭和38年1月、東町老人クラブ「長生会」、西町「黒潮会」とそれぞれに分かれた。入谷水戸老人クラブは昭和37年5月に、白田浜、湯ヶ岡老人クラブは昭和37年4月25日に、片瀬老人クラブ「長寿会」は昭和37年7月にと次々と結成され

た。奈良本老人クラブは昭和37年発足当時は「熱川老人クラブ」と呼んでいた。昭和38年3月7日「奈良本老人クラブ」と名称を変え組織会員を拡大し発足した。大川老人クラブ「永寿会」は昭和38年1月民生委員稲葉菊児氏、区長木村止郎氏の努力で結成された。

どのクラブ設立にも民生委員の非常な努力が大であった。結成当時はだれが現在の老人クラブに大発展をするとは予想出来たであろうか。

(3) 東伊豆町老人クラブ連合会の発足

昭和38年3月27日町内10部落の老人クラブで東伊豆町老人クラブ連合会の結成大会が片瀬公民館で多くの会員を集めて開催された。初代連合会長に田町老人クラブ会長鈴木新太郎氏が選ばれ、老人の真の生き甲斐を求め東伊豆町老人の理想像を顕現する為活動する事を誓った。

東伊豆町老人の理想像

○ 我等の近い(相言葉)

- 私たちは 一、健康な老人
- 一、話せる老人
- 一、役に立つ老人
- 一、可愛がられる老人

真に生き甲斐のある老人になるよう努めます。とある。

昭和63年10月現在16クラブと老人数は65才以上2,200余名、内80才以上500余名を

数える。

地域の人々の善意と老人パワー
老人憩の家の建設

東海汽船の発着所の所は昭和38年頃はまだ荒磯でそばには、稲取造船所(木造船)があり建物の解体した廃材等を捨てるごみ捨場になっていた。ここは港に出入する船をながめる格好の場所で、船をみたり、沖の海の色、空を仰いで雲や風の動きで天気を予測する習慣をもった老漁師達が、東町のみならず西町の方からも毎日集って来た。廃材で焚火をしているうちに古トタンや戸板を囲い屋根をかけ磯の清掃をしながらの青空老人会がはじまった。波うちぎわの磯に建てられた小屋はしけのたびに周りのごみと共に波に流された。建てては流される。又建てると流される。困っている老人を、みるにみかねた大工のY氏は内弟子Iさんを指導し間口2間、奥行2間半、トタン葺、中央に井戸を切り4枚の畳を敷き、海側と道路側に窓を作り本格的な建物を建ててくれた。昭和48年9月1日東海汽船大島航路が開設にあたり現在の場所に移築された。移築にあたってはY氏のお世話になった。

昭和48年10月20日青空老人会所有の「憩の家」は正式に「東町老人憩の家」として東老人クラブに所有を移管した。

その後間口3間奥行2間半、玄関、トイレ、床の間、湯沸室、電灯を付け県、

町、東区区民の善意に依り増築し現在の建物が出来上がった。当町第1号の老人憩の家である。この建物の他の憩の家と違う特長は入口に錠がなく中央に炉がつけてあり何時でも老人が集まって焚火を囲み談笑し昼寝が出来ることです。その後各地区に次々と地域の特長をもった憩の家が建てられた。中には温泉付きのすばらしい憩の家もある。老人の力強い活動と地域住民の理解と善意の協力の賜であった。

(4) 老人クラブの運営

① 親睦活動

毎月の例会の諸行儀の後レクリエーションを中心とし楽しみ場として楽しみを積極的に自ら創り出すことにより心の健康と仲間との交流を深める目的で運営されている。新年会、旅行、カラオケ、輪おどり等を行っている。

② 社会奉仕活動

老人の長い年月培った人生体験、社会体験は若い世代にない貴重な財産であり、若い世代より比較的余暇のある老人は社会奉仕を行った。神社の清掃、釣人の汚した新堤防の清掃、公民館、ゲートボール場周囲へ花を植えた。北川地区の梅園作り。定置網の修理、共同募金活動や歳末助け合いに家庭に眠っている一円玉の寄付を呼びかけ、その集まったお金を社協に寄付している。

③ 文化活動

呆け防止と、親睦教養向上をめざし活動している。頭の体操にもなる川柳同好会は最も古くから活動している。街道に掲示したり町民文化祭、新春展、老人大会等にも発表している。「あじさい学級」(後記)でならった造花、ビン人形等をはじめ手芸や竹細工等を作り福祉関係へ寄贈している。

岡田はなさんは、昭和43年静岡県老人クラブ手芸展に出品し表彰された。

昭和58年3月27日老人クラブ20周年記念行事作品展即売会を開催し306,060円を売り上げた。

④ スポーツ活動

健康と体力向上を目ざしスポーツ大会やゲートボールも普及している。(スポーツ大会は後記)ゲートボールは、昭和54年頃より東伊豆町にも普及した。教育委員会N氏および器具取扱業者I氏を招き講習会を開き、その競技の面白さと魅力が老人の中に浸みこんで行った。初めの頃は神社の境内や公民館の庭で、試合や練習をしていたが、本格的な専用コートが諸団体の援助により各地に完成した。何回かの講習を受け公式審判員の試験にパスし多くの2級、3級の審判員が生まれた。各地区から観光で訪れた人達とも交流試合を行ったりし観光の一翼をもっている面もある。当初の愛好者は200名を越えたが、老人に向けた楽

しいスポーツで体力面だけでなく集中力を必要とするので精神面の若返りにも効果があり、競技が盛んになってから老人の医者通いが減り老人医療費の伸び率が鈍化の傾向が現れたということである。反面試合中心になって老人が気楽に面白くやれる競技でなくなったとの声も聞かれ、新入会員の数が少なく近頃は減少傾向と聞いている。

⑤ 教育教養活動

(ア) 老人健康増進教育

人は誰でも年々歳をとると体の機能が弱まるのはしかたがないと、あきらめず積極的に健康管理に努め体力維持向上と、老化防止を計ることが、老人クラブの大きな活動の一つである。

東伊豆町では、社会福祉協議会、東伊豆町老人クラブ連合会の主催に於いて、老人健康増進教育モデル事業計画を立案し、昭和56年より開始した。年2地区を選びモデル地区に指定し実施している。計画の目的は、老人医療費の公費の増大病院医院の待合室の老人サロンの如き実態の解消、老人の自発的な健康に留意を計る。過剰医療の是正があげられている。

老人医療受給者

	51年	52	53	54	55	56	57
人数	828	821	847	886	947	983	1,029
伸び率	100%	99%	103%	108%	115%	119%	125%

老人一人当りの平均医療費(単位千円)

	51年	52	53	54	55	56	57	58
医療費	38,030	45,030	53,940	58,000	60,200	64,322	66,135	
伸び率	100%	121	142	153	159	169	173	

健康増進事業計画年間計画に依って実施されている

月別計画 (○印は実施)

月	講座名	講 依 頼 者	師 者	血 圧 測 定	尿	健 康 相 談	体 力 テ ス ト	体 操 踊 り	実 演	其 他
S59 4	正しい血圧の知識とからだのしくみ	保 健 所		○	○	○	○	○		
5	自覚症状と日常生活管理	"		○	○	○	○	○	みそ汁分析	
6	クスリの正しい使い方	薬 剤 師 会		○		○	○	○		
7	老人の運動(足腰をきたえる)	保 健 所		○	○	○	○	○		
9	成人病のはなし	保 健 婦		○	○	○	○	○		
10	たべものと体力	栄 養 士		○		○	○	○	みそ汁分析	
11	ハリ、キュウ、マッサージ	マ ッ サ ー ジ 組 合		○	○	○	○	○		血液型判定
12	寒さに向かった健康管理	保 健 所		○		○	○	○		
S60 1	気もちの持ち方と病気	県 衛 生 セ ン ター		○	○		○	○		映画
2	寝たきりにならない為に	保 健 所		○		○	○	○		
3	ボケにならない為に	保 健 所		○	○	○	○	○		

(イ) 交通安全教育

老人クラブの交通安全教育は、交通事故の中に占める老人の多いのに着目し、昭和54年7月14日に発足した。

下田警察署、婦人交通指導員、交通安全推進員の指導を受け、映画、衝突実演、横断歩道の渡り方などの指導を受けた。

その他電気器具の基礎知識などの勉強やあじさい学級（後記）があり勉強している。

⑥ 友愛活動

(ア) 友愛訪問

忙しい、たいへんだ等言いながらも、毎月の例会に出席し談笑できる人は結構楽しく過ごすことができるが、体が不自由になり例会に出席出来なくなった高齢者に、毎月例会の度にそこに出された菓子を持って役員が訪問しているクラブ（田町清水クラブ）がある。

「明日は我が身と考え老人仲間として心のこもった仕事をしたい。」という意見が出され、連合会の役員と社協との間で研究協議し、田町方式を採用し、次の様な実施の取り決めが行われた。

ねたきり老人等の慰問に関する実施要項

○ 目的

老人福祉法に則り東伊豆町に在住しねたきり状態、若しくはそれに近い状況の者及び高齢者に対し慰問、激励を行い心身の健康の回復と、生斐向上の援

助を行うことを目的とする。

○ 事業

部落老人クラブは、月例会又は、各種事業実施の時、食物、茶菓子その他適当なものを持参対象者の訪問を行い懇談激励をすること。（以下省略）

友愛訪問は老人クラブ会員のみでなく町内にある多くの団体のボランティア活動として、一人暮らし老人、ねたきり老人への奉仕活動が続けられている。これからの福祉活動の中で地域奉仕活動としてますます発展させ在宅福祉の充実を計って欲しいと願っている。

(イ) 会員の葬送と慰霊

会員が亡くなると、クラブの旗をもって全員で野辺の送りを行うことは老人クラブ発足当時からなお現在まで続いている。他クラブの様子は良くわからないが、東町クラブでは昭和38年1月クラブ結成以来現在までの会員の物故者名を過去帳に記載して、昭和42年秋彼岸より正定寺にお願いしお供物をあげ慰霊祭を取り行っている。毎月の例会は20日と決まっているが、9月だけはこの慰霊祭の後に行っている。

(ウ) 老人ホーム慰問

老人ホームへの訪問を老人クラブ創立当時から続けているクラブがある。

ホテルの様なりっぱな施設、栄養、カロリー等計算された食事、健康管理された規則正しい生活、さまざまな趣味を

やっている老人が、なぜ孤独の影を背負っているのか？毎日どんな事を考えて暮らしているのかと思うと、気が重くなり帰りのバスのそばまで見送りに来る分かれぎわ、「又遊びに来ますからどうかみなさんと仲良く余生を平安に過ごして下さい。」と祈りながら別離を告げた。とあるお年寄が、しみじみと話していた。

(エ) 交流活動

連合会組織のある老人クラブは近隣市町村の老人クラブとの、諸活動を通じて郡老連合、県老連合主催の行事等に積極的に参加しているが、省略し地域の子ども達との交流を記すことにする。

昭和53年9月より稲取ふる里学級の子ども達と浜木綿の葉で「はんまあ様」作りを子どもたちと一緒にしている。又年末には、わらでお飾り作も行いそのいわれや伝説などを教えて聞かせたりしている。

昭和52年正月から小学生より老人にあて年賀状が届く様になった。老人クラブから毎年、ぞうきんや竹ぼうきを作って寄贈しているからでしょうか。かわいい賀状にはげまされ、いただいた子供に返事を出すようお年寄も心掛けている。

幼稚園児との運動会は核家族化した現在、園児とその親との三世代交流の場として、かつ老人の健康増進の為に大好評で毎年続いている。

(オ) 歴史に取り組んだ老人クラブ

西町クラブに鈴木軍司氏が、昭和45年頃入会されるや、例会のたび座談会を開き取材活動を続け、体験者の話を聞き奥様と2人でガリ判切をし、明治43年12月の大火事の思い出、大正12年9月の大津波の思い出を、昭和46年11月3日謄写版印刷手作三部作第1集、初版220冊を発行した。

(5) あじさい学級

昭和52年発行の松崎町土屋要作氏刊行の「民生委員奉仕30年」によると、「郡下の老人学級」と題する項目があり、郡下町村毎の老人学級開設の年度、名称、内容等が掲載されている。その中で東伊豆町だけでは「なし」と空白になっていた。

当町の連合会の幹部のなかには、「老人に勉強はいらない」仕事が忙しくそれどころではない等反対派、消極派をかかえ、なかなか前進しなかった。昭和53年度役員改選により、藤辺正明氏が連合会長に就任し、同氏の英断と社協専門指導員の協力と工夫をこらした計画によりスタートした。

勉強というイメージをなくす為施設見学等皆んなから受け入れ易いものから入っていく。一般の希望者募集をせず、地区班長以上全員を対象としてはじめた。昭和53年9月29日、当町初めての老人学級が西町公民館に80名が参集し開催された。竹内町長の話聞いた後、貸切バス

2台に分乗し、衛生プラント、農協共撰場、ゴミ焼却場、炊飯センター等町内公共施設を見学した。

第2回は新春老人学級と名付け、昭和54年1月21日午前9時より西町公民館で開催、新年の式、町長講話、トリム体操で午前の部を終わり、正午より新春役員交流を目的とし、新年会に移り歌、踊りにと楽しく過ごした。

昭和54年度には更に一步前進し、史跡見学（済広寺、畳石、片瀬海岸防の松、龍淵院、大川霊友会）。老人の健康管理（大石さき先生）、ゲートボール（石井博）新春学級（1月7日）、皇居拝観（3月）を実施し、ことごとく大好評で学級設立の足場固めが進んだ。

昭和55年度、佐藤連合会長を迎え、本格的な発足をみた。老人学級の内容が多岐にわたる為、幅広い連絡調整が必要等の見地から、住民課、保険課、教育委員会、社協、老人クラブ連合会役員、各地区より1～2名の学級委員を代表とし、運営委員会を設立し全般計画と予算の決定、経費は構成団体機関より計画分担により出すことになり、委員長には佐藤連合会長が就任した。

昭和55年9月3日、学級運営計画、学級委員、名称も決まり、学級生110名と町長、郡老連会長はじめ多くの来賓の参加を得て開講式が行われた

第1回の講義は「薬の正しい使い方」

と題して、静岡薬剤師会石川達郎先生にお願いして午後は実習としての稲取小学校グラウンドでゲートボールの実技練習を行った。

現在は毎月1回学級を開講して学習している。高齢化、老人の増加する一方の中で、職業、住居、家族関係、経済面どれ一つとってもむずかしい問題ばかりである。ただ老人だからと行って甘えてはいられない事態が予想され、老人自身の力で生きぬいて行かなければならない。時代の変化に遅れない様なお一層の学級の充実が必要と思われる。

（昭和55年度以降の諸事業省略）

〈あじさい学級名称の由来〉

各地の社会教育の一つとして寿大学、寿学級の名称があるが、大学という文字に反発感があり、当時の教育長萩原光一先生にお願いし「あじさい学級」と名付けていただいた。

先生はあじさいの花を選んだ意味を

- 伊豆地区、東伊豆地区に多く咲く花
- 小さな花べんが多く集まってグループを作り、それが幾重にも集まって花全体を構成していること
- 盛りが過ぎてもすぐ散ることなく、色あせて再び淡い緑にかえり秋の深まりと共にドライフラワーと変わっていく、初冬わくらばが残らず落ちても、花は萎えのこり、やがて、春、

若い花が咲出すと、すくすく伸びた若芽のかげに姿を消しゆく
その様が老人の姿に似たものがある
こと、この3点をあげている。

(6) 老人スポーツ大会

昭和47年10月23日第1回賀茂地区老人クラブ連合会（会長鈴木万治、東伊豆町老人クラブ連合会長）のスポーツ大会が、下田南高等学校講堂を会場として、午前10時より午後2時まで、郡下各地より大勢の選手及び応援の人々の参加を得て開催された。

片瀬の森田良平氏は80才に近い高齢ではあったが、大変若々しく足も丈夫で、かけっこも速いと知られていた。で、開会式聖火ランナーに起用された。ランニング姿で高々と聖火をかざし足取も軽やかな森田さんの姿は、白い手袋に竹筒の青さ、赤い炎、白い煙を引きながら講堂を一周した。その情景にヤンヤの拍手は割れる様に響き渡った。玉入れ、綱引き、リレー、片足立ち、風船おしり割り競走と種目は少なくとも、大勢の老人の参加があつてにぎやかであった。

東伊豆チームは、どの種目にも素晴らしい成績をあげて優勝した。2時閉会、解散、何んとしても興奮は極限に達し、往きが増してにぎやかな車中、選手も応援の人もスポーツの後の心地よさと充実感を味わうことが出来翌年にと夢をつな

ぎ、お互に健康で又参加を誓いあった。

第2回賀茂地区大会は、下田市中学校グラウンドで開催された。この年も東伊豆チームは連続優勝を目指して、町単独で練習会を重ね張切って大会に臨んだが、他町村のレベルアップ、熱意高揚があり健闘空なく準優勝に止まった。

2回の大会を経験すると、種々問題点が出て来た。下田会場に集まることは、交通不便な所にとっては交通費の負担がかさむので出場選手や応援の人数が限定され、一部の人の大会となってしまう可能性があり、皆が参加してはじめて老人スポーツ大会の意義があるという立場から好ましくないの、各町村ごとの開催の方針に変更になった。

第1回東伊豆町老人スポーツ大会は、昭和49年10月12日稲取中学校体育館で500名の参加者が集まり開催された。

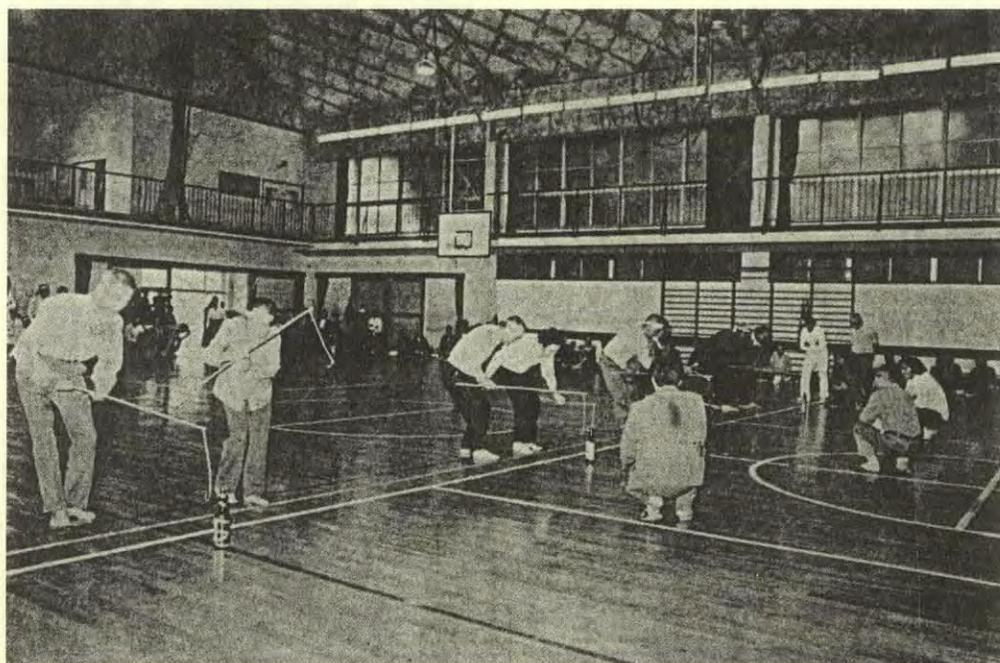
県下でも初めてと言われる「老人とこどものスポーツ大会」は昭和50年町内4つの幼稚園（大川、熱川、双葉、稲取）の園児250名、園児の親200名、老人350名他来賓関係者を含め約1000名近い参加者により、稲取小学校下のグラウンドで行われた。

核家族が進み老人のいない家庭、子どものいない世帯の増えた事により、老人に対する理解と、こどもに対する感心が共に薄れつつある現状を結びつける、ふれあいの場としてスポーツ大会により三

世代の交流を深めることを目的として実施された。子どもと老人ゆえ午前中と時間を限定し、競技を行い終了後一緒に弁当を食べ解散した。

スポーツを通じ三世代の交流、ふれあい活動は大成功をおさめ以後毎年実施するようになった。

昭和53年度は、1月14日の地震の為10月に延期されたが、昭和54年からは、6月に実施され東伊豆町老人と子どものスポーツ大会は定着した。しかし一カ所でも老人クラブ諸活動の中の一つである。



(7) 老人問題の課題

これからの老人問題について次のようなことを考え対策をたてていかなければならない。

の開催では、参加する人員も少なくなり地区ごとの子どもと老人が直接ふれあう時間を求めて、昭和55年度より、大川、熱川、双葉、稲取の4地区に分かれて開催することになり以後その形態で実施されている。

昭和38年老人福祉法の施行を契機に東伊豆町全地区に老人クラブが結成され、全町の老人クラブが連合会組織をつくり、法の目的と基本的理念にそって活動している。スポーツ活動、ふれあい活動も老

① 定年退職者と経済対策

まだ働けるが、職場、仕事のない人への対策

② 一人暮らし老人対策、老人家庭対

- 策。緊急、救急通報システム、給食システムの研究、友愛、協力体制の確率、男性老人への料理、看護指導
- ③ 寝たきり痴呆老人対策
在宅ケアシステムとボランティア団体の育成
- ④ 二世帯三世帯家庭内での老人対策への助成
一時託老所の開設。住宅増改築への助成、老人同居家庭への助成。
- ⑤ 公立の老人ケア施設の地域内への設置

7. 国民年金制度

昭和34年4月「国民年金法」制定

昭和61年4月「国民年金法の一部を改正する」

(1)年金の種類

① 拠出制年金

・老齢年金 5年年金、10年年金20年年金があり昭和61年4月1日以後廃止

・通産老齢年金

新法により老齢基礎年金となる。

原則として保険料納付済期間、免除期間および合算対象期間を合わせて25年以上ある人が65歳になったとき支給される。

・障害年金

国民年金の被保険者期間中に障害の原因となった病気、けがについて医師又は歯科医師の診療を受けた初診日又初診日から1年6カ月を経過した日の障害の程

度が国民年金法施行令で定める1級又は2級に該当すること及初診日の属する月の前々月まで被保険者期間のうち保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

・母子年金

・準母子年金

・遺児年金

新法により遺族基礎年金となる

・遺族基礎年金

被保険者又は老齢基礎年金の資格期間を満たした人などが死亡したときにその人の子ある妻又は子に支給ただし被保険者などが死亡した場合は被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あること

・寡婦年金

第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上ある夫が死亡した場合に夫の死亡当時、夫によって生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係が10年以上継続している妻に、60歳～65歳までの間支給される。

・死亡一時金

第1号被保険者として保険料納付済期間が3年以上ある人が死亡した場合25年未満まで100,000円をその遺族に支給される。

(2)無拠出年金

・老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人が

70歳になった時、又は明治44年4月2日以後、大正5年4月1日以前に生まれて保険料納付済期間が1年未満の人が保険料納付期間と免除期間とあわせて4年1月～7年1月以上に達し70歳になったときから支給される。

・障害福祉年金

初診日が20歳前である傷病により国民年金法に定める程度の障害状態に該当した者が20歳になった時

- ・母子福祉年金
- ・準母子福祉年金

昭和61年4月の法改正により廃止となる。

(3)年金の給付

原則として保険料納付済期間、免除期間及び合算対象期間を合わせて25年以上ある人が、65歳になったときに支給される。又繰り上げ支給として、60歳で58%、61歳→65%、62歳→72%、63歳→80%、64歳→89%、65歳で今年度の全額又繰り下げ支給として、66歳→112%、67歳→126%、68歳→143%、69歳→154%、70歳→188%、支給される。

①生活保護の実施状況

単位：世帯、人

年次	生活保護世帯実数		生活扶助		教育扶助		住宅扶助	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
昭和59年	70	104	50	84	9	16	38	56
60	79	131	58	110	11	22	49	95
61	85	126	65	104	11	17	57	90

	医療扶助		出産扶助		生業扶助		葬祭扶助	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
63	80	80	0	0	0	0	0	0
69	86	86	0	0	0	0	0	0
70	86	86	0	0	0	0	0	0

資料：賀茂民生事務所

各年6月末日

②国民年金適用状況

単位：受給者=人

給付額=千円

年度	被保険者数			区分	年金受		
	総数	強制加入	任意加入		年金		障害
					受給者	給付額	受給者
昭和47	5,262	4,793	469	老齢年金	50人	3,407	4人
				福祉年間	669	26,401	83
48	5,195	4,731	464	老齢年金	146	20,764	7
				福祉年間	701	42,025	84
49	5,461	5,097	364	老齢年金	281	42,427	14
				福祉年間	704	63,331	86
50	5,629	5,306	323	老齢年金	455	82,654	17
				福祉年間	758	109,126	97
51	5,625	5,212	413	老齢年金	627	130,285	21
				福祉年間	694	112,143	106
52	5,681	5,182	499	老齢年金	789	179,398	20
				福祉年間	647	116,037	107
53	5,527	4,971	556	老齢年金	919	221,857	26
				福祉年間	615	120,029	110
54	5,511	4,941	570	老齢年金	1,080	270,504	30
				福祉年間	583	137,338	115
55	5,339	4,714	625	老齢年金	1,183	319,582	32
				福祉年間	539	142,571	112
56	5,246	4,655	591	老齢年金	1,261	368,745	41
				福祉年間	487	137,100	118
57	5,118	4,503	615	老齢年金	1,367	415,491	43
				福祉年間	509	130,720	127
58	4,966	4,353	613	老齢年金	1,481	450,480	52
				福祉年間	455	115,470	98

資料：被保険者数住民課、受給者数国民年金事業年報

各年3月末日

区分 年度	給 者 数							
	年金		母子年金		か 婦 年 金		遺 児 年 金	
	給付額	受給者	給付額	受給者	給付額	受給者	給付額	
昭和	502	24人	2,487	1人	21	一人	—	
47	4,980	1	52	—	—	—	—	
	2,040	25	6,106	2	109	0	0	
48	7,560	2	156	—	—	146	6,990	
	4,667	25	7,091	3	189	0	0	
49	11,616	1	117	—	—	67	4,422	
	6,792	24	8,280	7	543	0	0	
50	19,584	1	187	—	—	—	—	
	9,603	29	11,911	9	815	0	0	
51	24,026	1	211	—	—	—	—	
	10,072	29	13,028	12	1,229	0	0	
52	26,820	1	234	—	—	—	—	
	13,632	36	17,096	10	1,107	0	0	
53	30,545	1	258	—	—	—	—	
	16,013	33	16,144	11	1,341	0	0	
54	38,640	1	312	—	—	—	—	
	17,807	29	19,394	12	1,536	0	0	
55	42,173	0	0	—	—	—	—	
	24,737	28	19,928	13	1,874	2	601	
56	47,232	—	—	—	—	—	—	
	26,733	26	19,421	13	2,172	0	0	
57	48,848	—	—	—	—	—	—	
	32,783	28	21,086	13	2,425	—	—	
58	49,908	—	—	—	—	—	—	

区分 年度	被 保 険 者 数			年金受			
	総数	強制加入	任意加入	区分	年金		障害
					受給者	給付額	受給者
59	人 4,821	人 4,237	人 584	老齢年金	1,572人	485,709	58人
				福祉年金	418	106,305	130
60	4,814	4,039	775	老齢年金	1,669	530,220	60
				福祉年金	371	970,611	126
61	5,227	4,963 内3号868	264	老齢年金	1,716	564,323	95
				福祉年金	347	92,399	128
62	5,043	(内3号930) 5,003	40	老齢年金	1,756	583,843	59
				福祉年金	292	95,378	123

給 者 数						
年金	母子年金	か 婦 年 金	遺 児 年 金			
給付額	受給者	給付額	受給者	給付額	受給者	給付額
37,298	30人	22,806	12人	2,461	0人	0
51,610	—	—	—	—	—	—
39,759	26	20,036	13	2,835	0	0
51,570	—	—	—	—	—	—
67,337	22	19,430	13	4,591	0	0
42,601	16	14,220	12	4,794	0	0
92,673	—	—	—	—	—	—

8. 東伊豆町地域防災計画について

町民生活安寧の基本は防災であり、その根幹をなすものが地域防災計画です。

当町の地域防災計画は、昭和36年災害対策基本法が施行されたことに伴って、昭和38年に当町において予想される災害を対象に東伊豆町地域防災計画として誕生した。その後特に改正されることなく

来たが、昭和53年、駿河湾付近を震源とする東海地震対策として大規模地震特別措置法が施行されたことにより、東海地震及びその他の地震を対象として、現在は東海地震等の地震を対象とした東海地震対策編と風水害等その他の災害を対象とした一般対策編の2本立となっている。

ここで両計画の内容について簡単に紹

介してみる。

(1)◎一般対策編

当計画は5章に分かれている。

第1章は、総論であり、第2章は、東伊豆町の地勢として、地形・地質、面積・人口密度、気象、過去の災害について紹介している。第3章は、災害予防計画として、水害、高潮、風害、火災、水道災害についてこれらの災害が発生しないように、植林、防潮堤の建設、情報伝達のための無線設備の整備、防災資材及び施設の整備、防災訓練の実施、防災知識の普及等について定めている。第4章としては、これらの災害が発生した場合の対応策を定めているもので、職員の動員計画、通信・情報計画、近隣市町村との相互応援競艇、自衛隊派遣要請、応急食料計画、衣料・生活必需品供給計画、給水計画、応急仮設住宅計画、社会福祉計画、義援金募集配分計画、避難救助計画、医療・助産計画、防疫・清掃計画、死体の搜索等計画、交通対策計画、障害物除去計画、緊急輸送計画、文教計画等について定めます。

第5章は、災害復旧計画として、各種の公共施設について被害があった場合、その復旧及び改良等について、事業費の積算方法、補助制度等を掲げている。

(2)◎東海地震対策編

当計画は5編に分かれている。

第1編は、総論として、当計画の主旨、東海地震の危険度（予想される被害）の資産、町を始めとした防災関係機関の処理すべき業務の大綱（地震災害における業務全般）について定めている。

第2編は、平常時対策として、日頃から町及び防災関係機関が行う防災思想の普及啓蒙方法、自主防災活動組織の役割地震防災訓練、地震災害予防対策としての火災予防対策、建築物等の耐震対策、落下倒壊危険物対策、危険地域における災害予防対策、町民等の生活の確保対策等について定めている。

第3編は、地震防災施設の緊急整備計画として、倒壊地震による災害から町民の生命身体及び財産を守るため各種施設緊急に整備することを定めている。内容としては、消防用施設、同報無線等通信施設、学校施設、水道施設、医療設備自主防災活動用資機材、庁舎、海岸線及漁港施設等の整備である。

第4編は、地震防災応急計画として、倒壊地震の警戒宣言が発令されてから地震が発生するまでの間、又は警戒宣言が解除されるまでの間の応急対策について定めている。

町地震災害警戒本部の設置、組織及び所掌事務、職員の動員等、防災関係機関の業務、情報の受理、伝達周知、緊急輸送、自衛隊の支援要請、避難の勧告、支持及び誘導、社会秩序の維持、交通確保、食

料、日用品、医療品等の確保、公有施設の設備等の防災措置、防災関係機関の講ずる生活、安全確保等の措置、町が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策等。

第5編は、東海地震が発生した場合の町及び防災関係機関等の災害応急対策について定めているが、内容としては、第4編に掲げる内容が進展したものであり、新たに加わるものとして、災害の拡大防止のための消防、水防活動等、応急教育対策、り災者に対する生活用品等の支給及び援護資金の貸し付け等がある。

(3). 風水害対策

風水害対策としては、別添の水防計画により対応することになっている。この計画で対応出来ない場合又は大きな被害が生じた場合は災害対策本部の設置となる。

尚、過去の災害の記録については、昭和50年以前の記録が無く、50年以降の大きな被害があったものとしては、S50. 10. 7の豪雨、S51. 7. 11日七夕豪雨、S54. 10. 19の台風20号程度ではないかと思われる。

(4). 交通安全対策

町の交通安全対策としては次のとおり
①交通安全運動の実施（町交通安全対策委員会が主催で実施）

年4回実施して、町民の交通安全意識高揚をはかり、交通事故発生防止を図る。

ア. 運動の重点項目及び内容等の周知
回覧、街頭でのチラシ配布、桃太郎旗の掲出、及び広報車、同報無線等によりPRし、町民の交通安全意識の高揚及び喚起を促し交通事故発生を防ぐ。

運動の重点項目は通常3つあるが、1、2は国、県が決定し、3つめは町が決定する。その他の重点事項として、重点事項を4つとする場合もある。

イ. 交通安全施設の清掃及び点検

交通安全協会により、施設の清掃及び点検を行う。

ウ. チラシ等の配布、監視等

対策委員会の所属団体が参加して、街頭でチラシ等を配布したり、交通ルールの遵守について監視したりする。

②町交通安全対策委員会の開催

年4回程度委員会を開催し、交通安全運動、総決起大会及び町内の交通安全全般について協議を行う。

委員会メンバーは、町、警察、交通安全協会、交通指導員会、町内幼稚園、小学校、中学校、同PTA、町内6観光協会、婦人会、老人会、安全運転管理者協議会、伊豆振興センター、消防団

③交通安全施設等の整備（町が実施）

交通事故及び死傷者の発生防止のため、カーブミラー、ガードレール、看板の設置等を行う。又、横断歩道箇所への横断旗配布等も行う。

又、横断歩道の設置等公安委員会に要

望する。

④路上駐車追放対策（対策委員会・町）

特に稲取地区において、子供の飛び出し事故の原因となりやすい路上駐車を追放し、安全で交通の流れのよい町造りのため、今年度はチラシの戸別配布、看板の設置等種々の施策を行う。

⑤飲酒運転追放対策（対策委員会）

重大事故になりやすい飲酒運転であるが、当町は観光地等の為か飲酒運転が非常に多く、最近まで飲酒運転県下ワースト1（人口10万人当り、登録台数当り、免許人口当り等で比較する）に君臨し、なお、ワースト10に時おり顔を出す状態なので町民へ呼び掛けて一刻も早く汚名を返上したい。

⑥交通安全総決起大会の開催（対策委員会）

毎年交通安全総決起大会を開催して交通事故の防止、飲酒運転の絶滅、路上駐車追放等を誓い合う。

⑦交通診断の実施（町）

交通事故多発場所及び交通安全上問題の箇所を県交通安全担当部局に診断をお願いし、その改善をはかる。

⑧交通指導員による交通指導（町）

交通指導員（現在18名）により、朝の児童等の交通指導をはじめ、町民体育大会等の大きい行事のとき町民が交通事故に合わないよう指導を行う。

⑨毎年小学1年生及び中学1年生に夜間

における交通事故防止のため夜光腕章を配布する。（町）

⑩町民の交通安全意識高揚及び交通事故犠牲者救済のため交通災害共済事業を行う。（幼稚園児、小学1年生は町で会費支払）

⑪交通教室

幼稚園、小学校において警察の協力により、父母参加のもとに交通教室を開催する。

⑫研修会への参加

県主催による交通指導員研修会、幼交通クラブ（幼稚園）研修会等の研修会に参加し、交通安全リーダーの研修を実施する。

⑬交通安全標語及び交通安全ポスターコンクールの実施（対策委員会）

標語 一般・小中学生から募集する。
ポスター 幼稚園児、小学生から募集する。

(5)人身物損事故件数

年度	交 通 事 故			
	人身事故	死 者	傷 者	物 損
49				
50	65件	4人	102人	
51	76	6	114	
52	81	2	136	
53	91	0	161	
54	72	1	118	
55	80	5	129	
56	73	3	111	
57	70	2	114	
58	85	6	137	
59	92	2	148	104
60	87	1	152	156
61	86	0	149	167
62	83	0	128	242

(6)交通安全思想の普及及び状況

年間のスローガンというものはないが、町では現在まで次の様な宣言をし、又年4回実施される交通安全運動及び毎年開催される交通安全総決起大会等により町民の交通安全思想の普及を図っている。

又、幼児、児童への交通安全思想の普及については、各幼稚園、学校において警察の協力により交通教室及び交通安全リーダーと父母と語る会等を開催し、幼児児童及び父母の交通安全意識高揚を図っている。

①交通安全宣言の町 議決S55. 9. 27

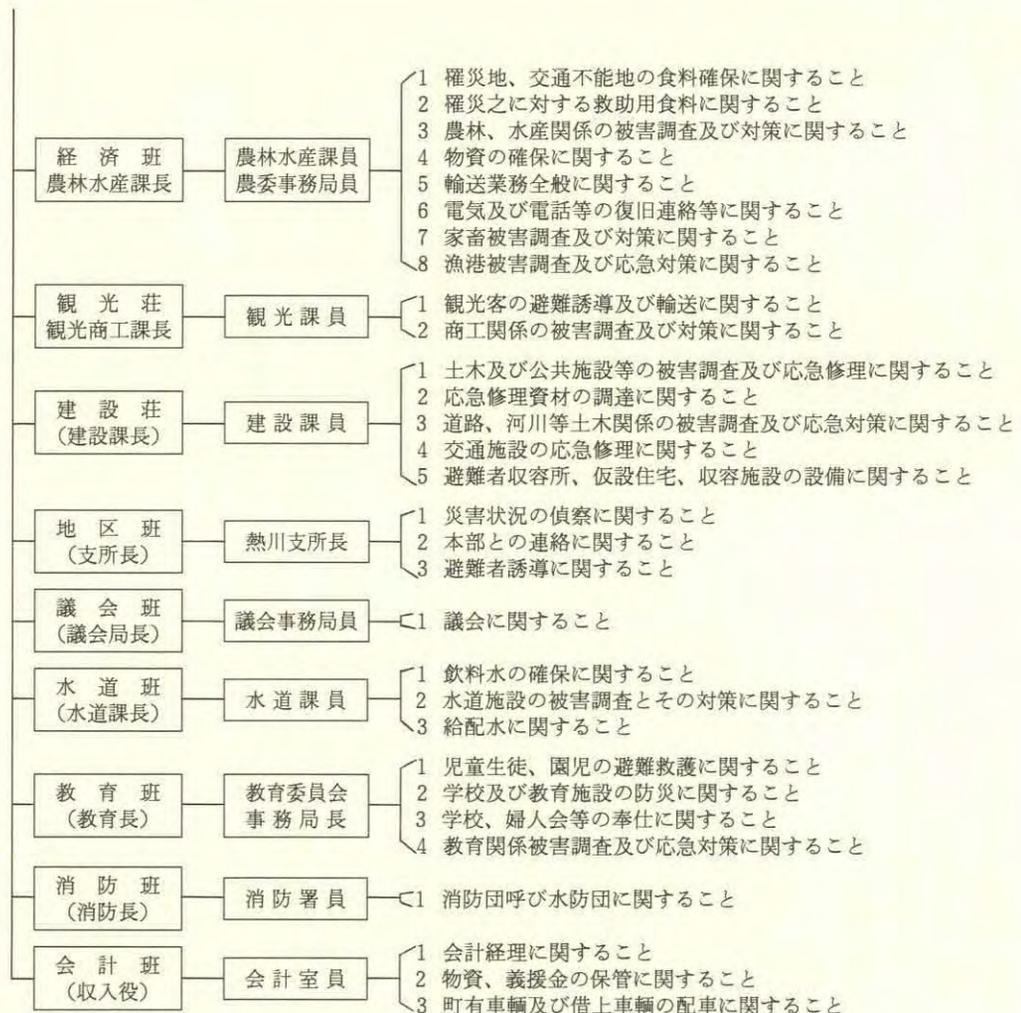
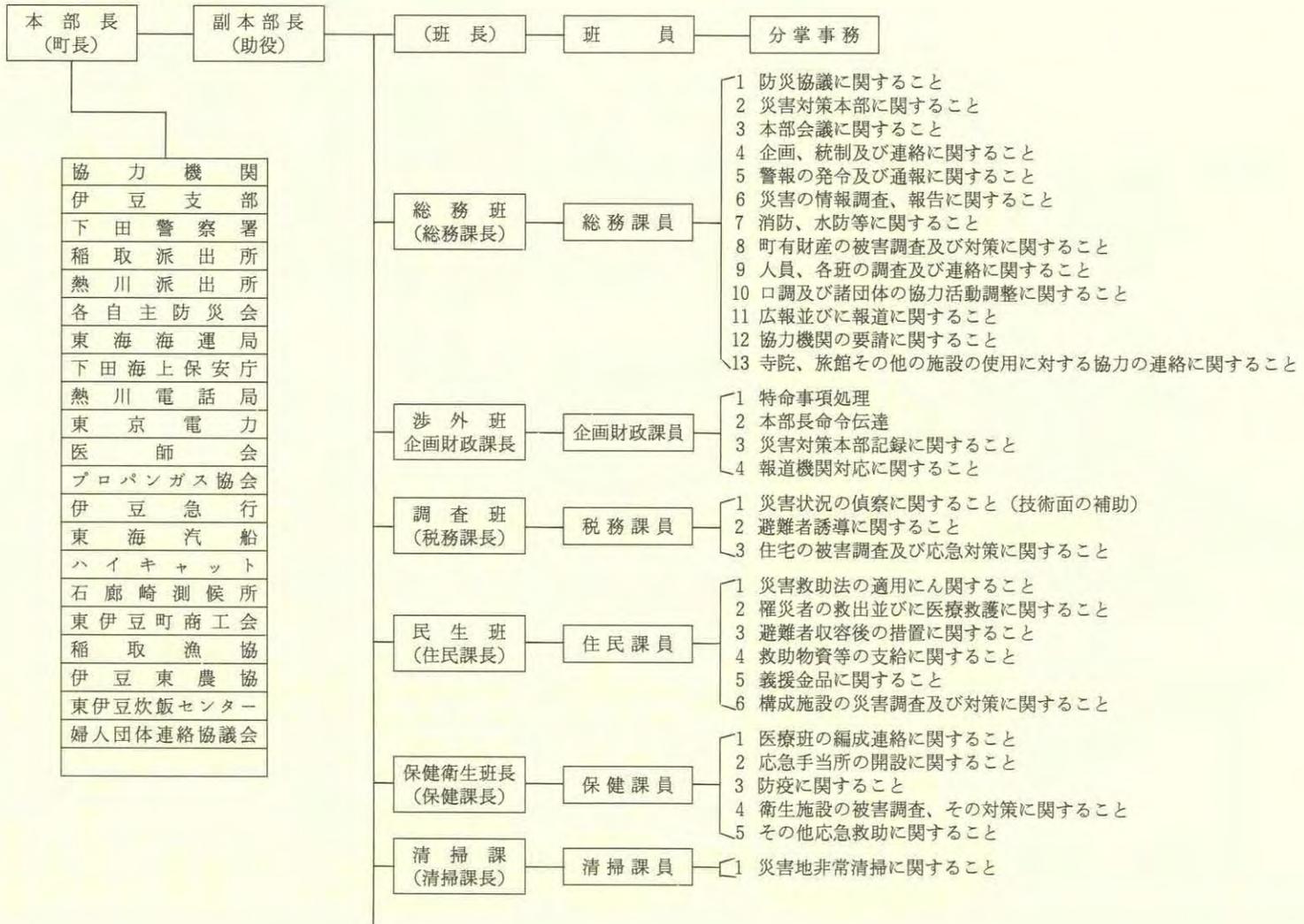
大川と稲取志津摩の町の入口に大型の建て看板の設置をはじめ小型の立て看板により、当町が交通安全宣言の町であることをPRしている。

②シートベルト着用宣言の町 議決S60. 12. 23

庁舎前に看板を設置し、PRしている交通安全指導としては

直接的なものとしては、毎日の早朝の町交通指導員による児童の登校指導である。又、祭典等大きな行事においては、町民が交通事故に合わないよう町交通指導員が出動して交通指導を実施している。

(7)災害対策本部編成表



9. 安協（組織、活動状況）

(1) 名称（正式には）

財団法人 静岡県交通安全協会
下田地区支部東伊豆町分会

(2) 組織

交通安全を願って活動するボランティア団体であり、会員は各地区から選出されている。部落によって、区の役員として選出される場合もあれば、区は全く関与しない場合もある。会員数は、63年度で90名であり、内婦人部として12名女性である。

なお、最近では運転者講習会を開催しないなどの活動の低下傾向がみられるが、下田地区支部内では最も活発に活動している分会である。

又、最近全国的に交通事故が増加しており、下田署管内でも事故が増加している中で当町のみが横ばい（物損事故は62年度大幅に増加している）の状況になっているのは、当協会の永年にわたる活発な交通安全活動に負うところが大きいものと思われる。

役員組織等は、次のとおり

会長 1名
副会長 2名
総務 1名
会計 1名
事務局 2名
監事 2名
大川 6名

常任理事 1名、理事 2名、代議員 3名

北川 5名

常任理事 1名、理事 1名、代議員 3名

奈良本 16名

常任理事 3名、理事 7名、代議員 6名

片瀬 6名

常任理事 1名、理事 2名、代議員 3名

白田 5名

常任理事 1名、理事 2名、代議員 2名

湯ヶ岡 5名

常任理事 1名、理事 2名、代議員 2名

入谷 5名

常任理事 1名、理事 2名、代議員 2名

水下 8名

常任理事 1名、理事 2名、代議員 5名

田町 5名

常任理事 2名、理事 1名、代議員 2名

西町 6名

常任理事 1名、理事 2名、代議員 3名

東町 7名

常任理事 1名、理事 2名、代議員 4名

婦人部 12名 理事12名

注意 本部役員は、各部落役員からの選出により上記人員を合計しても90人とはならない。

(3)活動内容

①年4回の交通安全運動機関中における活動

ア. カーブミラー等の清掃及び点検

イ. 桃太郎旗の掲出

ウ. 運動機関中の各種行事に協力

②定例会の開催

年間7～8回開催し、交通安全運動、総決起大会及びその他の交通安全対策について協議を行う。

③町内事故多発地点等への立て看板設置
④優良運転者の表彰（毎年各地区から約30名を表彰）

⑤毎年開催される「東伊豆町交通安全総決起大会」への積極的協力

⑥新入学児童への黄色のランドセルカバーの寄贈

(4)交通信号機設置状況

1. 稲取入谷口（国道135号線）押しボタン式
2. 稲取富岡設計前交差点（時間式）
3. 稲取唐沢（国道135号線）感应式
4. 白田きんなべ食堂前（国道135号線）

押しボタン式

5. 白田協和商事前交差点 感应式

6. 片瀬坂町 押しボタン式

7. 奈良本湯ノ沢 感应式

8. 奈良本臼井商店前交差点

第8節 産業・土木

1. 林道白田振越線

稲取入谷天城線に接続する事で事業が進められた。

昭和55年度より昭和60年度迄6年間かけ延長2,394m事業費132,000,000円、幅員4.0mで実施した。国庫補助率50%、県費補助率20%、町負担率30%である。

以下年度割実施表は次のとおりである。

年度	延長	事業費	負担区分			備考
			国庫補助金	県費補助金	町負担金	
55年度	m 309.0	円 24,000,000	12,000,000	4,800,000	7,200,000	
56 "	560.0	25,000,000	12,500,000	5,000,000	7,500,000	
57 "	278.0	24,000,000	12,000,000	4,800,000	7,200,000	
58 "	302.0	24,000,000	12,000,000	4,800,000	7,200,000	
59 "	463.0	24,000,000	12,000,000	4,800,000	7,200,000	
60 "	482.0	11,000,000	5,500,000	2,200,000	3,300,000	
計	2,394.0	132,000,000	66,000,000	26,400,000	39,600,000	

2. 片瀬海岸保全事業（第3次）

片瀬海岸は昭和47年度～昭和49年度迄の第1次海岸事業で完成を来したがまだ

自然海岸が509m残っており、高波による被害を受けたため第3次海岸事業で採択を受け実施することになった。

昭和57年度～昭和62年度迄6ヶ年事業 延長509m、事業費211,000,000円である。
で前回通りの補助率で実施した。 以下年度割実施表は次のとおりである。

年度	延長	事業費	負担区分			摘要
			国庫補助金	県費補助金	町負担金	
57年度	m 45.5	15,000,000	7,500,000	6,000,000	1,500,000	
58 "	54.0	18,000,000	9,000,000	7,200,000	1,800,000	
59 "	60.0	25,000,000	12,500,000	10,000,000	2,500,000	
60 "	68.0	24,000,000	12,000,000	9,600,000	2,400,000	
61 "	75.0	32,000,000	16,000,000	12,800,000	3,200,000	
62 "	206.5	97,000,000	48,500,000	38,800,000	9,700,000	
計	509.0	211,000,000	105,500,000	84,400,000	21,100,000	

3. 稲取灯台

白田トモロ岬上の灯台は、明治25年稲取漁民代表鈴木常右エ門等の発案によって建設計画がすすめられ、政府に申請すること数度、いずれも容れられず、自力建設により明治42年12月に経費805円にて完成をした。

以後伊豆東岸の難所トモロ岬付近に難破船がなくなると共に漁船の目標として重要な存在となったが、太平洋戦争の終戦と共に廃灯となった。

次に黒根岬に昭和26年、灯台が建設された。

その後宇上崎町1089の92、北緯34°-45'-54"、東経139°-03'-02"、に白色四角形コンクリート造りで昭和46年9月28日着工し昭和47年2月23日完成、点灯式は昭和47年3月25日である。

灯高は平均水面上57mで構造物の高さ19m、光度は900,000カンデラ、光遠距離は、20海里で群閃発光毎15秒をへだて15秒間に4閃光である。

事業費は4,200,000円である。

稲取港沖防波堤に赤い灯台として昭和55年10月9日着工し昭和56年2月20日完成した。太陽電池の電源により行われ事業費は14,000,000円である。

4. 新農業構造改善事業

地域の恵まれた自然を生かし、総合的に土地利用の高変化を図るため新農業構造改善事業を計画実施した。

主な計画目標は

(1)地域の恵まれた自然を生かし柑橘を主体とした農業の振興を図る。

(2)地域の主要作物である柑橘等の生産と流通加工部門の結合による地域農業複合

化推進及び農家の所得向上を図る。

(3)農業基礎の整備による農用地の有効利用と自然立地条件を生かした特色ある作物（中晩柑類、カーネーション、いちご）の振興と生産性の向上を図る。

(4)作付栽培協定による輪作体系の確立と計画生産販売体制の確立を図る。

(5)農用地利用増進事業等による農用地の流動化促進と担い手農家の育成。

次に東伊豆町の農業の動向について

①農家戸数 昭和55年の農家戸数は766戸で、昭和50年と対比すると14戸増加している。専業別では専業農家161戸で15戸減、第1種兼業農家143戸で11戸減、第2種兼業農家は462戸で40戸増となっている。

②総農用地面積 昭和55年の総農用地面積は509haで、うち水田28ha、樹園地449ha、普通畑32haであるが、50年時と比較すると水田が8.9ha減、畑9.1haの増、樹園地が2.2haの減となっている。

③地域の代表的作物構成 現在の主要作物の農用地全体に占める割合は樹園地が88.2%と圧倒的に多く、特に中晩、柑類48.6%、うんしゅうみかん37.9%、キウイフルーツ1.3%で果樹が主体である。次いで普通畑が6.3%、水田5.5%を占めている。普通畑での主な作物は絹さやえんどう3.9%、カーネーション20.4%を占めている。

次に農業構造改善事業計画をあげてみる

と、次の表のとおりである。

助成区分	事業区分	事業種目	事業主体	受益戸数	事業内容及び事業量	実施予定年度	
補助事業	近代化施設	地域施設整備事業	伊豆東農協	戸760	晩柑選果用機械 8t/H 1基	昭和58年度	
		"	"	187	農畜産物集出荷貯蔵施設(果樹集出荷施設) 1棟 2階 800㎡ 選果機 1基	昭和59年度	
		"	"	212	野菜梱包機械 1基	昭和61年度	
		小計					
	環境整備	小計					
	特認	調整予備枠					
	計						
	単独融資事業	近代化施設	農業構造改善推進事業	個人	25	ハウス(鉄骨ビニール中晩柑・野菜) 25棟 23,610㎡	昭和58年度 昭和62年度
			"	"	33	ハウス(バインダービニール中晩柑・野菜) 33棟 33,900㎡	"
			"	"	2	農産物育成機具(暖房器) 5台	昭和58年度
"			"	41	灌用水用施設 41棟 41,000㎡	昭和59年度 昭和62年度	
"			"	3	果樹棚(キウイ) 3,000㎡	昭和60年度 昭和62年度	
"			"	1	運搬器具(モノレール) 140m	昭和60年度	
"			"	5	農業用機械(中耕機) 5台	昭和61年度	
"			"	2	調整加工用機械 2台	昭和62年度	
小計							
農用地高度利用		小計					
計							
合計			戸				
関連事業	畑作振興深層地下水調査	静岡県	-		電気深査及びボーリング H=115m	昭和57年度	

事業費	負担区分				公庫資金(又は起債額)	備考
	国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他		
74,000	37,000			37,000	0	
148,300	74,150		10,800	63,350	0	
44,700	22,350			22,350	0	
711,100	355,550		10,800	344,750	60,000	
102,900	51,450			51,450		
1,112,000	556,000	556,000	77,860	422,540	86,340 (4,900)	
141,900				141,900	113,520	
68,900				68,900	55,120	
6,000				6,000	4,800	
27,300				27,300	21,840	
1,500				1,500	1,200	
1,400				1,400	1,120	
1,400				1,400	1,120	
1,600				1,620	1,280	
250,000				250,000	200,000	
250,000				250,000	200,000	
1,362,000	556,000	55,600	77,860	672,540	286,340 (4,900)	
8,000	4,000	4,000	-	-	-	

年度毎事業費は次のとおりである。

年度	主 内 容	事 業 量	負 担 区 分			
			国庫補助金	県補助金	町負担金	そ の 他
58年度	晩柑選用機械 8 t	77,000,000	38,500,000	0	2,000,000	36,500,000
59 "	みかん貯蔵施設 施設用地整備	155,121,000	77,560,500	0	2,000,000	75,560,500
60 "	かんがい排水 育苗施設 2 棟	86,390,000	43,195,000	9,990,000	7,001,500	26,194,500
61 "	太田区画整理唐沢畑土 地かんがい奈良本多目 的研修施設	152,230,000	74,534,000	17,746,800	42,202,000	17,747,200
62 "	果樹集出荷施設	58,159,000	29,000,000	664,800	2,349,900	26,144,300
63 "	果樹処理加工施設	146,700,000	73,350,000	0	200,000	71,350,000
平成元 年以降	大川区画整理 茶の平畑地かんがい他	436,400,000	219,860,500	27,189,400	20,306,600	169,043,500

5. 一般国道135号線（白田～稲取間）の地震後の復旧

昭和53年1月14日午後0時24分頃、伊豆大島近海々底を震源とする地震の発生により一般国道135号線、白田～稲取間3本のトンネルを含め、延長1,120mが崩壊した。道路を管理している県下田土木事務所では、検討した結果稲取の唐沢部落より白田湯ヶ岡へぬける災害に強い道路を造る

事になった。地元民の協力により、黒根より上り町の野球場の前を通り既設の町道を拡幅し、団結の家の手前よりトンネルと橋梁により白田側に出て一部農道を拡幅し、白田川に沿って135号線に接続した。全体延長6,936.66m道路幅員6m、6工区に分けて昭和55年7月より、昭和57年1月31日迄の工期で完成をした。総事業費は2,935,708,000円である。



国道135号線稲取白田バイパス

その内訳（主な事業）

全体延長6,936.66m、道路幅員6m

第1工区 758.82m

第2工区 1,377.08m 現道利用

第3工区 1,170.28m

第4、5工区 2,760.48m

第6工区 870.0m

内トンネル 283.53m

橋梁3基 125m 1号29m

2号29m

3号67m

第1工区 227,569,000円住友建設株式会社と契約

契約年月日、昭和55年7月23日

着手年月日、昭和55年7月23日、

完成年月日、昭和56年5月31日

第3工区 155,100,000円河津建設株式会社と契約

契約年月日、昭和55年7月22日

着手年月日、昭和55年7月23日

完成年月日、昭和56年3月25日

第4工区 849,683,000円東急建設株式会社と契約

契約年月日、昭和55年9月10日

着手年月日、昭和55年9月11日

完成年月日、昭和57年1月31日

第5工区 567,484,000円飛鳥建設株式会社と契約

契約年月日、昭和55年9月10日

着手年月日、昭和55年9月11日

完成年月日昭和56年12月31日

第6工区の1 延長640m 68,375,000円河津建設株式会社と契約

契約年月日、昭和55年10月31日

着手年月日、昭和55年11月1日

完成年月日、昭和56年3月25日

第6工区の2 延長230m 56,000,000円東海建設株式会社と契約

契約年月日、昭和55年12月26日

着手年月日、昭和55年12月27日

完成年月日、昭和56年7月10日

その他

①工用道路 11ヶ所延長500m

13,278,000円株式会社竹内組と

契約

②用地関係

筆数268筆 面積55,251㎡

買収金額235,747,000円物件補償金額110件163,778,000円

③その他工用道路補修工事、補償工事測量試験費、工事雑費、長谷川通常砂防工事等を実施した。

6. 一般国道135号線の復旧に伴う河川改修工事

一般国道135号線（稲取～白田間）の新設に伴う道路より下流の排水路の改修が地元民よりの要望であった。そのため長谷川水路と下り水路の2普通河川を135号線の工期と合わせ実施した。

長谷川水路工事費は、105,330,000円

下り水路工事費は、56,313,000円である。

工事費は

(1)長谷川水路工事について
第1工区、延長40m、横山土木が13,950,000円で請負し昭和55年9月1日～昭和56年1月31日に完成した。

第2工区、延長86m、横山土木が23,439,000円で請負し、昭和56年4月14日～昭和56年7月31日に完成した。

第3工区、延長126m、東急建設株式会社が29,950,000円で請負し、昭和55年9月5日～昭和56年1月20日に完成した

(2)水道管、温泉管工事について
水道管

第1工区、φ100延長143m φ75 他 金指水道が3,940,000円で請負し、昭和55年9月8日～昭和56年1月31日に完成した。

第2工区、φ100延長200m φ75延長108m 阿南ボーリングが6,200,000円で請負し、昭和55年9月8日～昭和56年1月31日に完成した。

第3工区、φ100延長224m φ75延長108m、山本水道が6,395,000円で請負し、昭和55年9月8日～昭和56年1月31日に完成した。本管（送水）伏越工事 φ40延長25m、東急建設株式会社が9,800,000円で請負し、昭和55年9月22日～昭和56年1月31日に完成した。

水道本管布設替工事 φ100延長250m 阿南ボーリングが3,939,000円で請負し、昭和56年4月14日～昭和56年7月31日に完成した。

温泉管工事 φ50延長828m 金指水道が4,778,000円で請負し、昭和55年9月10日～昭和55年9月30日に完成した。

(3)下り水路工事について

第1工区 延長151m 高橋建設が13,543,000円で請負し、昭和55年7月10日～昭和55年11月30日に完成した

第2工区 延長70m 高橋建設が22,600,000円で請負し、昭和55年12月5日～昭和56年3月25日に完成した。

第3工区 延長57.7m 有限会社中川建設が14,750,000円で請負し、昭和55年12月5日～昭和56年3月20日に完成した。

水道管工事について

φ100延長16.5m φ400延長18m 東海設備が5,420,000円で請負し、昭和55年12月5日～昭和56年2月28日に完成した。

7. 白田土地区画整理事業

昭和52年12月に片瀬土地区画整理事業が完成により組合を解散した。白田川の西側の白田地区をそのまま放置することは出来ないため、片瀬地区と同様の組合施行による土地区画整理事業の推進を図った。地元区長、土地所有者の協力により昭和54年10月1日付で組合設立認可の運びとなった。

事業年度は昭和54年10月1日～昭和61年3月31日までの8ヶ年間とし、組合事務所は白田211番地の1に設置され、理事長は横山義彦である。施行地区の面積は

国庫補助を受けるため143,050㎡、筆数は447筆である。

内農地の面積45,458.57㎡、主として米の生産を主とした土地であった。

宅地は18,451.34㎡であり地区内は東伊

豆有料道路、一般国道135号線、白田川河川敷の農道が不規則にあるだけであった。

整理前後の地積対照表参照

土地利用現況及び土地利用計画

区 分	施行前 (昭和55年12月現在)		施行後		備 考	
	面積(㎡)	割合(%)	面積(㎡)	割合(%)		
公 共 用 地	道 路	9,937.87	6.94	29,858.50	20.93	河川、水路敷含む
	広 場	—	—	2,700.28	1.89	水路含む
	公 園	—	—	3,598.14	2.52	河川面積を除く
	緑 地	—	—	180.00	0.13	
	河 川	33,062.89	23.11	32,019.93	22.38	
	水 路	4,129.84	2.89	1,999.58	1.40	
	そ の 他 (堤 防)	2,660.75	1.86	—	—	
	公 共 用 地 計	49,791.35	34.80	70,456.43	49.25	
宅 地	住 居 地	19,451.34	13.60	53,300.46	37.26	
	商 業 地					
	工 業 地					
	農 地	45,458.57	31.77	—	—	
	山 林 ・ 原 野	5,933.16	4.15	—	—	
	そ の 他 ()	5,730.24	4.01	6,420.24	4.49	鉄道用地鉱泉地
民 有 地 計	76,573.31	53.53	59,720.70	41.75		
公 有 地	国 有 地	772.00	0.54	772.00	0.54	海岸保全空地
	準 国 有 地	0	0	0	0	
	県 有 地	—	—	—	—	
	町 有 地	—	—	—	—	
	(うち小・中学校)	—	—	—	—	
	そ の 他 ()	—	—	—	—	
公 有 地 計	772.00	0.54	772.00	0.54		
宅 地 計	77,345.31	54.07	60,492.70	42.29		
保 留 地	—	—	12,101.37	8.46		
測 量 増 減	15,913.84	11.13	—	—		
合 計	143,050.50	100.00	143,050.50	100.00		

<公共施設整備計画>

①道路整備として

都市計画道路として白田熱川線延長177.5m幅員16m、白田線延長583.3m幅員16mの2路線を新設、駅前広場面積2,700㎡及び区画道路幅員4m～8m延長3,380.9mを整備する。



白田土地区画整理

都市計画道路の事業費は1,408,216,000円、区画道路26本の事業費は871,644,000円である。

②排水路整備として

排水路を4路線設け、現況水路を整備し海へ排水する。

水路の総延長は1,217.6mである。事業費は125,984,000円である。



③公園整備として

公園は2ヶ所に設け、総面積は3,598.1㎡で事業費71,006,000円である。

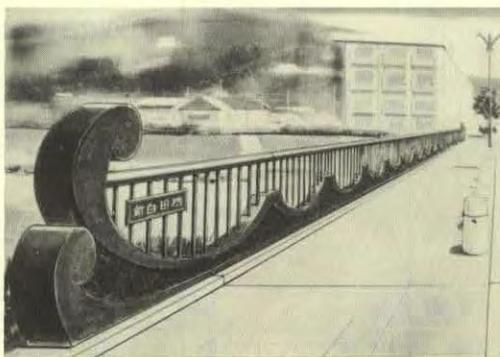
④建築物移転について

建築物移転は51戸で事業費577,035,000円である。

以上主な事業を明示したが、総事業費は2,190,000,000円で昭和54年度以来昭和62年度迄の事業費は、

798,051,000円である。

事業年度は変更により平成5年度迄延長された。



保留地の地積は12,101.37㎡減歩率は公共減歩率22.16%、公共、保留地合算減歩率は35.14%である。

年度別計画は次のとおりである。

年度別資金計画

年	度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	平成 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合 計
計画事業費	基本事業費	14,000	60,000	90,000	30,000	60,000	46,000	46,000	60,000	136,000	94,000	90,000	100,000	120,000	150,000	174,000	1,270,000
	その他	5	5	201	31	19,454	10,058	101,211	49,147	154,489	45,900	150,280	139,723	75,870	100,280	73,346	920,000
	合 計	14,005	60,005	90,201	30,031	79,454	56,058	147,211	109,147	290,489	139,900	240,280	239,723	195,870	250,280	247,346	2,190,000
実施事業費	基本事業費	14,000	60,000	90,000	30,000	60,000	46,000	46,000	60,000	136,000	-	-	-	-	-	-	-
	その他	2,512	10,503	25,203	19,880	27,676	17,596	35,734	55,075	61,872	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	16,512	70,503	115,203	49,880	87,676	63,596	81,734	115,075	197,872	-	-	-	-	-	-	-

減 歩 率

施行前宅地地積 (台帳地積) (A)	同 更 正 地 積 (実測による更正地積) A	施行後宅地地積			減 歩 地 積		
		宅 地 T	保 留 地 R	計 A	公共用地 P	保 留 地 R	計 D
㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
77,345.31	93,259.15	60,492.70	12,101.37	72594.07	20,665.08	12101.37	32,766.45

減 歩 率			備 考
公共減歩 p = P/A	保留地減歩 r = R/A	合算減歩 d = D/A	
%	%	%	
22.16	12.98	35.14	

昭和63年度現在進行率は約60%であり、一層の努力により早期完成が望まれる。

8. 地域沿岸漁業構造改善事業

沿岸漁業をとりまく内外の環境変化に対応し、資源培養管理型漁業の推進による生産性の向上、流通加工等の推進、沿岸漁業の後継者の育成確保に努力し、豊かで魅力ある町づくりを目標に次の事業を推進する。

(1)積極的に漁場の造成を行い、水質汚濁の防止に万全を期すると共に種苗、稚魚の放流を行い生産基盤の整備を図る。

(2)災害により土砂が流出し漁場が荒らされたため築いそ事業により漁場の造成を行い採貝藻漁業、刺網漁業の資源確保及び振興を図る。

(3)真鯛、アワビの中間育成場の建設を行い資源確保に努める。

(4)水産物の簡易加工処理施設の建設を行い製品の流通機能の充実を図る。

(5)推進事業により、キンメダイの回遊調査を行い適正な漁場利用を図る。

(6)地域グループ活動の育成強化を行う。

(7)10t～20t未満の船についても、10t未満漁船と同一魚種、同一漁場での操業が50%以上であるため、本計画に含め推進を図る。

(8)単独融資事業により建造、機関換装等をはかり、漁船の大型化、近代化することにより、漁場の拡大と操業の効率化と省略化により漁業の増産を図る。昭和60年度～平成元年度5ヶ年間事業費144,096,000円で実施した。

国庫補助率50%、県費補助率20%である。事業種目別計画は次のとおりである。

9. 地区林業構造改善事業

本町の面積は7,793haで、そのうち林野面積は5,810haと全体の75%を占め、民有林の人工林率は47,6%となっている。林家構造をみると森林経営面積が小さく、農家との複合経営が、ほとんどである。町では遅れている間伐、除伐等の森林施策を促進するため森林組合を通じ林家に対して補助を行い、あわせて森林組合の育成をはかっているが、新林業構造改善事業の実施を機会とし、より一層の地域林業の組織化、協業化を推進し、もって林業従事者の定住化及び、その所得の向上を図るため本事業を実施する。昭和61年度～平成3年度までの6ヶ年間事業費198,000,000円で実施する。国庫補助率50%、県費補助率は実施する事業の内対称事業に対し20%、である。事業種目別計画は次のとおりである。

(1)事業種目別計画 補助事業

事業区分	事業種目	事業実施主体	受益戸数	事業内容及び事業量
増養殖場 整備事業	増養殖場造成改良事業	稲取漁業協 同組合	戸 213	築いそ 自然石投石 30～200kg 500～700kg 14,200㎡
	資源培養推進施設整備事業	稲取漁業協 同組合	戸 213	幼稚仔育成施設 鉄骨スレート平屋 105㎡ 水槽 2×10×1 7槽
漁業近代化 施設整備事業	流通等改善施設整備事業	稲取漁業協 同組合	戸 213	水産物処理加工施設 木造平屋 200㎡ 冷風乾燥室
沿岸漁業構造 改善推進事業	沿岸漁業構造改善推進事業	稲取漁業協 同組合	戸 213	漁場調査及び研修会並びに先進地視察等
計		—	—	—
附帯事務費		—	—	—
区分	都道府県附帯事務費	—	—	—
	市町村附帯事務費	—	—	—
合計		—	—	—

(単位：千円)

実施年度	事業費	負担区分					備考
		国庫補助金	都道府県費	町費	その他	うち公庫 資金	
62年度	53,000	26,500	10,600	—	15,900	—	種苗放流 アワビ 30,000/年
63年度以降	37,000	18,500	7,400	—	11,100	—	アワビ イセエビ
63年度以降	47,000	23,500	9,400	—	14,100	—	キンメダイ サバ ウツボ トサカ
60年～ 61年度	4,000	2,000	—	—	2,000	—	キンメダイ アワビ
—	141,000	70,500	27,400	—	43,100	—	—
—	3,096	1,548	1,250	298	—	—	—
—	2,500	1,250	1,250	—	—	—	—
—	596	298	—	298	—	—	—
—	144,096	7,248	28,650	298	43,100	—	—

1. 事業計画総括表

事業区分		事業種目	事業主体	工種又は施設区分	事業費	
大区分	小区分				A	B
協業推進事業	協業活動促進事業	東伊豆町 森林組合	協業事業計画作成 啓蒙普及活動 協議会開催 通信連絡施設	2件	114.94ha	
				7回		
				14回		
				—		
	計					
	森林施業・経営 指標団地整備事業	東伊豆町 森林組合	経営計画樹立 経営計画書作成 団地経営協議会開催 育林新植 育林下刈 育林肥培 育林間伐	1箇所	45.7ha	
				6回		
				4.6ha		
				32.2ha		
				13.8ha		
35.06ha						
計						
合計						
林業生産基盤整備事業	林道開設事業	東伊豆町	林道開設	1路線	1660m	
合計						
資本装備高度化事業	素材生産施設整備事業	森林組合	集材機械		1台	
				計		
	特用林産物生産施設 整備事業	伊豆東農業 協同組合	なめこ等生産用機械施設 作業用建物 かくはん機 高圧殺菌装置 充てん機 コンベア(ベルト) " (チェン) 接種機 その他台車 その他ふるい機 その他冷蔵庫	1棟	1108㎡	
				3台		
				2台		
				3台		
				2式		
				3式		
				2台		
				18台		
				2台		
1台						
計						
合計						
事業費合計						
予備費						
総合計						

事業費 (千円)	受益戸数	負担区分 (千円)				
		国	都道府県	市町村	公庫資金等	自己資金
296	433	(148)				(148)
480	233	(240)				(240)
182		(91)				(91)
800		(400)	(160)			(240)
1,758		879	160			719
150		(75)				(75)
117		(58.5)				(58.5)
5,290	233	(2,645)		(515)		(2,130)
3,570	233	(1,785)		(348)		(1,437)
1,476	233	(738)		(144)		(594)
7,187	12	(3,593.5)				(3,593.5)
17,790		8,895		1,007		7,888
19,548		9,774	160	1,007		8,607
57,500		28,750	14,375	14,375		
57,500		28,750	14,375	14,375		
1,677		(838.5)	(335)			(503.5)
1,677	299	838.5	335			503.5
88,330		(44,165)	(17,666)			(26,499)
1,200		(600)	(240)			(360)
5,710		(2,855)	(1,142)			(1,713)
1,608		(804)	(321)			(483)
380		(190)	(76)			(114)
222		(111)	(44)			(67)
700		(350)	(140)			(210)
810		(405)	(162)			(243)
540		(270)	(108)			(162)
500		(250)	(100)			(150)
100,000	10	50,000	19,999			30,001
101,677		50838.5	20,334			30,504.5
178,725		89,362.5	34,869	15,382		39,111.5
19,275		9,637.5		9,637.5		
198,000		99,000	34,869	25,019.5		39,111.5

年度毎の事業費は次のとおりである。

年 度	事 業 費	負 担 区 分			
		国庫補助金	県費補助金	町負担金	地元負担金
61 年 度	80,000,000	40,000,000	15,980,000		24,020,000
62 " "	5,000,000	2,500,000	160,000	314,500	2,025,500
63 " "	5,988,000	2,994,000	0	251,500	2,742,500
平成元年度	2,240,000	1,120,000	0	125,300	994,700
2 年度以降	104,772,000	52,386,000	18,729,000	24,328,200	9,328,800

10. 東伊豆町稲取 生活環境保全林

(ふれあいの森)

「豊かな自然と人間の出会いを創造する町」を理想の将来像として掲げている東伊豆町では、

市街地の後背林としての機能、山地のレクリエーション施設地区との緩衝地帯としての機能が求められることから、環境保全を基調とした森林整備を図るため計画実施された。

施行面積は20.8ha、施行主体は静岡県、期間は昭和59年度～61年度の3ヶ年とし、自然林の造成及び改良をし、作業道(車道)、歩道を整備した。事業費は159,550,000円である。又施行主体が東伊豆町では昭和60年度より昭和63年度の4ヶ年とし、駐車場の整備、休憩施設、管理事務所、スベリ台等を設置した。事業費は80,000,000円である。

県施行の年度毎事業費は次のとおりである。

区分	工種	59		60		61		計		備考
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
植栽	自然林造成	ha	千円	1.99	32,250	1.99ha	58,674	5.00	90,924	上木 サクラ類, カン類, ヤマモモ 等7000本
	自然林改良(A)			7.28	14,265	3.81	6,880	11.09	21,145	
	自然改良(B)			1.10	3,177	(0.08)	1,103	2.74	4,280	下木 ツツジ類, マブキ, ムラサキ シキブ等33000本
	計				49,692		66,657		116,349	
土木工事	作業道(車道)	m	千円	m		m		m	16,478	車道 W=4.0m
	作業道(歩道)	1895	5,704	m		m	230	2125	7,197	
	計		22,182				1,493		23,675	歩道 w=1.5m
本工事費			22,182		49,692		68,150		140,024	
測量試験費等			4,100						4,100	
工事費			26,808		50,706		69,513		147,027	
事業費			29,094		55,014		75,442		159,550	

町施行の年度毎事業費は次のとおりである。

保健休養林整備事業(県単)

施行主体 東伊豆町

年 度	事業費	事業概要
60	千円 20,010	駐車場800㎡, 展望塔(木造)2基 排水タンク1基, 給水管850m水の み3基
61	20,400	休憩施設(鉄骨一部木造)1基150㎡ 給電施設一色
62	20,400	管理事務所(木造)一棟77㎡, あず まや一棟12.2㎡, 便所(木造)2棟 12.2㎡, 標識一基
63	19,190	修景0.43ha, 野外卓6基, ベンチ12 基, スベリ台2基28m, 50m案内表 示板等
計	80,000	

(11.)北川鯿定置網の開設と変遷

明治34年日魯漁業の日高と言う人が、北川に初めて鯿大謀網を開設したといわれている。



当時は、網の資材、張建の技術など幼稚なもので、碇網はワラを手打にして作り太いものは直径25cmもあったという。網も縄で造ったものがほとんどで、マニラ網を使ったものは極く一部であった。そのために、潮流や波浪の抵抗も強く、波に壊され、私たちの想像以上の苦勞をしたようである。それでも当時は、魚が多かったので、漁があった。

水揚げされた魚は、輸送機関もなく、氷の設備も全くなかったため、とれた魚を金にすることができず、せっかくの地元産業ではあったが、成功とは言えなかった。

その後、大日本水産会社が、北川漁場の価値を認め、第二の経営者としてこの網の敷設を行ったが、経営の内容、魚の水揚げ状況等の記録は残っていない。

その次に、大八州と言う会社が経営し

たが記録は残っていない。続いて、伊東市の太吉丸と言う伊東市場で、魚の仲買いをやっていた人が経営に当たった。この人は魚の運搬船も持っており、資材等も最初より充実し、張建技術も相当進んでいた。定置網事業としては、一応成功して安定経営を続け、収益もあげた。しかし厳しい時代の漁業故無理の操業もしたようである。それに、当時定置網漁業としては網代と、伊東・北川の3ヶ所だったが、従業員は地元だけでは間に合わず赤沢方面からも漁夫が来ていた。

浜も悪く、防波堤設備も不完全であり港から出入りの際荒波のため死亡者が出たりして、せっかく事業成績は上がっていたが経営を中止せざるを得なかった。

その後北川漁業組合と、投資家との共同経営で操業を行ったが漁に恵まれず、従業員への不払も出来たりして事業は成功しなかった。

昭和5年からは、負債を引受けて、網代の岡田組が経営に当たった。漁獲量も順調で成績はよかったが、宇佐美より働きに来ていた漁夫が出港時に事故死し、そのため事業をやめて北川を引揚げた。

昭和8年三重県の三和組が後を受けて経営を始めた。この時定置網形の大改良が行われた。鯿落とし網といい、一口に言えばネズミバンナで何匹も、ボタン、ボタンと落込む式で、一度網に入った魚

は出られないようになっており、全国でも初めての改良型であった。しかし、この改良網もマニラ網にコールタールを、充分含ませて腐らぬようにしてあり、その重量がものすごく人力では網起しが出来ない状態で楽ではなかった。

また当時は、ものすごい不況時であり労働条件は悪く、漁夫は朝はやくから夜暗くなるまで休むひまなく、そのため身体をこわし就業出来ない人も出た。でもその頃は、大漁時で、半年間で鱒を15万尾も水揚げをし、多い年は19万尾も獲れたこともあった。

当時はこの網の張建資金と全員の給料を含め5万円あれば充分であった。それ故5万円の漁獲高になると5万円祝いといって、村中で盛大の御祝をしたものであった。また年度の決算期には村中で伊勢参宮とか、紀州方面の旅行を実施した。

この三和組は、5年間の経営中予想以上の利益を得たが、利益配分について内部割れが起り、事業を中止して紀州に引揚げた。

次に大洋漁業が引継いだ、1年たたない間に「キティ台風」に見舞われ、漁船、資材等を流失してしまった。

後に、伊東市の大高漁業が経営することになった。漁獲高も上り採算ペースに乗っていたが、他への資金流用等の問題があり、運営資金にも支障を来した。

その結果共同経営者として④大洋漁業

を引入れて経営に当たったが、両者の経営理念の相違により、最後には大洋漁業が一本で経営することになった。

大洋漁業は堅実な運営で高度な漁撈技術、全国にまたがる情報網にて漁獲物の販売を行い申し分ない運営をし、漁獲高も相当上がり13年間継続した。

ところが、前面漁場の赤沢が漁場免許位置違反をおかすため、毎年北川との紛争が起るので、県の仲裁により、赤沢漁場を廃止して、北川漁業一本で両漁業組合の共同経営で運営することになった。

それから2年が過ぎ、たまたま、漁業組合の合併問題が起り、北川漁協は、稲取漁協と合併することになった。

合併条件として定置網の経営は持ちこまないでほしいということで、赤沢との共同経営をやめて、北川地元の株による会社をつくり、17年間運営した。

最後の3年間に不振のため、会社を解散し、現在では伊豆急行KKが伊豆地域の観光の一貫として経営しており、実務成績は好調である。